

第3回定例会会議録

平成30年 9月11日（火）

開 会 午前10時00分

○議長（小井土哲雄君） おはようございます。

これより本会議を再開します。

ただいまの出席議員は14名、全員の出席であります。

理事者側でも全員の出席であります。

直ちに本日の会議を開きます。

―――日程第1 一般質問―――

○議長（小井土哲雄君） 日程に従いまして、これより一般通告質問を続行します。

頁	通告番号	氏 名	件 名
175	6	荻原謙一	新町民体育館建設について
			組織の一部見直しについて
189	7	池田るみ	認知症対策と要介護支援の充実について
			小中学校のICT環境整備について
205	8	池田健一郎	町誌、歴史編（下）編纂の進み具合は
			町の手話言語に関する取組について問う
218	9	古越弘	温暖化による災害対策について
			町長の現状認識と今後の見解について

通告6番、荻原謙一議員の質問を許可します。

荻原謙一議員。

（2番 荻原謙一君 登壇）

○2番（荻原謙一君） 皆さん、おはようございます。通告6番、議席番号2番、荻原謙一です。冒頭に、9月7日の北海道地震により亡くなられた方の御冥福と被災された皆様、その御家族の方々には心よりお見舞い申し上げます。

今定例会での質問は、2件の通告をしてあります。

まず、1件目は、新町民体育館建設についてであります。

私は、平成29年第3回議会定例会一般質問で老朽化したスポーツ施設の現状と今後の方向性について質問しました。発言の要旨は1、新町民体育館建設の促進について。2、ヘルスパイオニアセンター体育館倉庫に保管されている文化財について。3、スポーツ施設の整備計画についてであります。

今回は、質問した事業内容の進捗状況はどうなっているのか、そして建設のプランニングについてを主に質問します。そこで、私の質問の中で、利用者の利便性と老朽化による維持管理の経費の増加の面からも思い切って、現在のヘルスパイオニアセンターを計画的に取り壊して、現在、スポーツ施設の拠点とも言えるB&G海洋センターをサブ体育館で利用し、一体となったB&G海洋センターの西側に新たに、仮称新町民体育館を建設したらどうかと提案をしたところ、内堀教育次長から、ヘルスパイオニアセンターの耐震化工事は完了はしてはしない。耐震化工事を実施するとすれば、B&Gと同じように耐震診断の費用、耐震工事費がかかってくるので、議員の提案のとおりに取り壊し、建てかえる案も含めた中で考える必要があると思うので、実施計画において企画財政課と協議をして、老朽化した社会体育施設全般について検討してまいりたいと答弁をしています。

そこで、1点目の質問ですが、検討した協議事項と実施計画、3年、5年の事業内容についてお聞きします。

○議長（小井土哲雄君） 内堀教育次長。

（教育次長 内堀岳夫君 登壇）

○教育次長（内堀岳夫君） お答えします。

実施計画で検討した内容はということでございます。

昨年いただいた質問の回答と重複する部分もございますが、お答えします。

ヘルスパイオニアセンターは昭和46年に民間の会社が建設しまして、昭和55年に町が取得し社会体育館として開館しました。その後、平成13年度にヘルスパイオニア事業による大規模な改修工事を行い、ヘルスパイオニアセンターとして現在まで利用しているところでございます。

このヘルスパイオニアセンターについて、以前は施設の耐震診断を行い、その後耐震工事を実施していくという計画でありましたが、昨年度教育委員会内でこれを

再検討しました。昭和46年の建築から数えると47年が経過し、施設、設備ともに老朽化していることから、耐震診断の費用、それから耐震工事費に経費をかけるより取り壊して建てかえる方向で検討を進めるほうがいいんじゃないかということで検討を初め、進めることにしました。

昨年度の実施計画の事業内容についてでございますが、ヘルスパイオニアセンターは、実施年度を未定としまして取り壊しの事業費のみを計画計上したところでございます。なお、取り壊しに当たっては、ヘルスパイオニアのほうを昨年度も約9,000人の利用者がありますので、ほかの体育施設の利用状況、そういったものを含めまして検討しているところでございます。

以上です。

○議長（小井土哲雄君） 荻原議員。

○2番（荻原謙一君） 今、内堀教育次長から、ヘルスパイオニアセンターを取り壊して建てかえる方向で検討を進めていると前向きな答弁がありました。

実施計画の実施年度は未定で、取り壊しの事業費のみを計画計上したと内容説明がありました。そこで、2点目の質問ですが、実施年度を未定とした理由と事業費の額、体育館、倉庫の建物の面積をお聞きします。

○議長（小井土哲雄君） 内堀教育次長。

○教育次長（内堀岳夫君） 実施年度未定の理由でございますが、体育館の建てかえを検討し始めたところでありまして、まだ計画のほうが具体化していないため年度のほうを未定としております。こういった計画をしているんだということで事業のみを計上しているところでございます。

それから、事業費の額ということでございますが、まだこちらについても正式な設計をしているわけではありませんので、本当に概算になります。2,000万円強という額を見込んで計画に載せました。

それから、体育館、倉庫の面積ということですが、ヘルスパイオニアセンターの建物全体は約1,000㎡あります。そのうちのアリーナ部分については435㎡です。それから、文化財を保管している倉庫の部分が約200㎡ほどあります。

以上です。

○議長（小井土哲雄君） 荻原議員。

○2番（荻原謙一君） 今、内堀教育次長の答弁で実施年度を未定とした理由と、取り壊

しの事業費の額、概算で約2,000万円。ヘルスパイオニア建物約1,000m²、そのうちアリーナの部分が435m²、貴重な文化財を保管している倉庫部分が約200m²とわかりました。

そこで、次に3点目の質問ですが、ヘルスパイオニアセンター体育館倉庫に保管されている倉庫の文化財を別の施設に移動し、あるいは新たに資料館を建築して貴重な文化財の維持管理に努めるのか質問したところ、内堀教育次長から、役場新庁舎の移転に伴いまして、今現在、保健福祉課が関係している建物に空きが生じると思われますので、その施設の後利用について総務課に協議をお願いし、移転に関しましては各部署の合意を得た後、資料の保管場所にできれば考えていると、また、うまくいった場合については、平成30年以降には移動に取りかかりたい。ただし、資料が膨大で、移転作業をすとなれば相当な時間がかかるので、今後について検討をしていると答弁をしています。

町側は、6月の議会全員協議会で総務課から、保健福祉課、人権啓発センターの建物には小諸北佐久シルバー人材センターとNPO法人はつらつサポートの事務所が入り、保健センターの建物には国土交通省利根川砂防事務所、やまゆり共同作業所が入ると説明がありました。

私は、この件については当初の計画から保管場所の計画が変わったかと思われま
す。そこで、文化財の保管場所についての進捗状況をお聞きします。

○議長（小井土哲雄君） 内堀教育次長。

○教育次長（内堀岳夫君） 保管場所についての進捗状況でございます。

ヘルスパイオニアセンターの倉庫には、町が建物を取得した後、機織り機それから荷車などの民具、そういったものを保管するようになりまして、その後、圃場整備事業に伴う緊急発掘調査により、それぞれの遺跡から膨大な出土品がありまして、それらを保管しているところでございます。

こちらの文化財について新庁舎への移転に伴い、旧保健センターと保健福祉課庁舎の建物が空くことから、教育委員会では建物の広さと使い勝手から保健センターのほうを第一希望にしまして、これらの建物に文化財を置かせてもらえないかと考えまして、昨年
の質問の際にお答えしたところでございます。

昨年10月末に旧保健センターと保健福祉課の庁舎の後利用について、文化財の保管場所として利用させてもらえないか町側と協議を行いました。2つの施設につ

いては、5つの団体から利用希望があるという状況でした。

ほかの団体と共同で利用した場合は、施設の維持管理上の課題が生じること、それから、仮に利用できたとしても施設が老朽化したときには再び文化財の移動が必要になること、さらに今後保管する文化財が増加することなどを総合的に考えると、新たな収蔵庫を設けることも検討した方がよいのではないかということになり、現在も引き続き検討している状況でございます。

○議長（小井土哲雄君） 萩原議員。

○2番（萩原謙一君） 今、内堀教育次長の答弁で、文化財の保管場所の進捗状況や、また新たな収蔵庫などを設けることも検討に入れた検討事項の方向性がわかりました。

次の4点目の質問にもこの件については関連がありますが、私は、平成29年第3回議会定例会一般質問でも質問しましたが、現在のヘルスパイオニアセンター体育館倉庫を解体するのか、残すのか、他の施設に保管するのか、保管施設の倉庫をつくるのか、資料館を新築するのか、この件が先行した計画でなければ新町民体育館建設の計画は進みませんと質問で提案をいたしました。

そこで、この件に関係したいろいろな事業の課題が山積していますが、資料館、倉庫、収蔵庫の建設について建物の規模、場所はどこを予定しているか計画があればお聞きします。

○議長（小井土哲雄君） 内堀教育次長。

○教育次長（内堀岳夫君） 資料館などの建設についてでございますが、現在、ヘルスパイオニアセンターの倉庫で保管している文化財は、昨年も申し上げましたが、まず埋蔵文化財関係で昭和59年より発掘してきた出土品がございます。そちらの量がスチールの整理棚が20列ありまして、コンテナボックス約200箱分、こういったものが保管されております。

こうした埋蔵文化財関係の出土品は、倉庫全体の3分の2を占めているところでございます。それから、御代田町内で収集した民具、先ほども申し上げましたが、機織り機、荷車、唐箕、千歯こき、そういったものの民具を保管しております。そのほかには信越線のときに使用されていたスイッチバックのときの変換器、それから消防のまとい、手こぎの消防ポンプ、そういった消防用具、これらがその他の文化財として保管しております。そのほかは発掘調査に係る機材、一輪車ですとかスコップですとか、そういったものを倉庫に保管しているところでございます。

こういったものを保管している部分が、先ほど申し上げたとおり約200m²ほどあります。これら現状の文化財のほか特に埋蔵文化財については、今後も発掘調査を行うことによりまして増えていきますので、現状の200m²以上、そういったものを想定して、こういった保管する場所を設けたいというふうに考えております。

それから、場所についてでございますが、旧庁舎の敷地内、それからエコールみよたの敷地内、そのほか適するような土地があればそういったものも幅広く検討しているところでございます。

○議長（小井土哲雄君） 荻原議員。

○2番（荻原謙一君） 今、内堀教育次長の答弁で、面積約200m²以上で、場所については旧庁舎敷地内、エコール敷地内、その他幅広く検討中と答弁がりましたが、私からは計画倒れにならないように、この事業を実現できるように進めていただきたいと思います。

次に、5点目の質問ですが、新町民体育館を建設するには施設の大きさにもよりますが、概算で約5億円から15億円の大規模工事で多額の建築費がかかると思います。また、計画から新築までには最低でも約5年から10年はかかると思います。

そこで私の提案ですが、手始めに体育施設の現状と課題も視野に入れた幅広い層で組織した、仮称新町民体育館建設検討委員会を立ち上げて協議をしたらと思いますが、町のお考えをお聞きします。

○議長（小井土哲雄君） 内堀教育次長。

○教育次長（内堀岳夫君） 検討委員会立ち上げということでございますが、町民の生涯スポーツの振興を図るため、それから体育施設の適正な維持管理と整備を進めることが重要だというふうに考えております。

施設の老朽化の状況や利用者数の動向を考慮するとともに、他の自治体で体育館を建設したときの経過など、こういったものを教育委員会でも参考にしまして、議員から今提案のあった建設検討委員会、そういったものも含めまして、今後、調査検討してまいりたいというふうに思っております。

○議長（小井土哲雄君） 荻原議員。

○2番（荻原謙一君） 今、内堀教育次長から、私が提案したスポーツ施設の現状と今後の方向も視野に入れた建設検討委員会の立ち上げも含めて調査検討したいと一歩前進した答弁がありました。

そこで、町長はこの件についてどう考えているのかお聞きします。

○議長（小井土哲雄君） 茂木町長。

（町長 茂木祐司君 登壇）

○町長（茂木祐司君） お答えいたします。

町ではこの間、大型の事業としては、公共施設の建てかえはまず中学校、それから2つの児童館、そして役場庁舎の建設がようやく終わろうとしているところです。

今後予定される公共施設の建てかえにつきましては、2つの雪窓とやまゆり保育園、それから南北小学校、そして、この体育館の建設というのがこれから取り組むべき課題になってくるかと思えます。

こうした大型事業が続きますので、計画的な事業執行ということが極めて大事かと思えます。これまでもこうした事業に当たっては、基金を造成してその資金をつくるということから計画してやってきておりますので、そうした手法になってくるかと思えます。

今、3つ申し上げました町の公共施設の建てかえの課題の中でやはり一番最初になるのは、体育館の建てかえるのか、新たに議員御提案の新しい体育館を建てるのかということになりますが、この体育館につきましてはB & G財団の支援によって、現在ある体育館については建てられたものです。

このB & G財団によって建てられた体育館の建てかえということになりますと、財団の方針その他等大きくかかわりますから、これは非常にかなり長期的に考えないと実現はできないのではないかと、B & G財団としては、現在、改修の補助というものは出しておりますけども、新しく建てるものについては力を入れておりませんので、これは非常に難しいであろうということを考えますと、議員御提案のヘルスパイオニアを含めたその場所での新しい体育館の建設ということになってくるかというふうに思っております。

御指摘のように、その埋蔵文化財をどこに移すのかということも非常に大事なことになってまいります。ただ、新しい体育館を建てるということになりますと、現在のB & G周辺の土地にそうした倉庫を建てるということはかなり難しいだろうと思えます。

それは、新しい体育館によって駐車場の整備ということも重要になって、現在でも駐車場手狭になっておりますので、新たな駐車場の整備という課題もありますの

で、敷地的にはかなり厳しいだろうというふうに思います。

役場庁舎を新しくここにつくったことによって、いろんな別な土地の利用というものも可能になってきているのも事実です。町としては塩カル貯蔵などする倉庫をつくるために、また新たな土地を購入したり、そうしたことにも取り組んでいるところですが、そういう意味で言いますと場所をどこに選定するかは今後の検討課題になりますけども、候補となる土地については十分考えることが可能かと、そういう土地を町として保有しているということになっておりますので、どこをどのように活用していくのかということになるかと思えます。

最終的に、今、教育次長申し上げましたが、この新体育館の建設に向けては、まずは役場内部といいますか、教育委員会内部での調査研究を十分にさせていただいて、どういう体育館をどのようにつくっていくのかを大まかなやっぱり目標というものを定めて、そうした上において役場の建設などについても幅広い関係者による協議といいますか、委員会を立ち上げて協議をいただいて建設に至るとというのがこれまでのやり方の経緯ですので、そういうことで言いますと、内部での検討委員会というものの立ち上げというものがちょっとこれは早急に取り組む必要があるのかなとは思っています。

今後の町の公共事業の建てかえなどということをお考えますと、この体育館につきましても20年、30年後という状況にはなりませんので、10年ぐらいのめどで進めるような、ちょっとそういうテンポを上げてこれについては取り組む必要があるかなと思っておりますので、今後、次の重要な事業として位置づけて取り組んでまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（小井土哲雄君） 荻原議員。

○2番（荻原謙一君） 関連でお願いいたします。

教育関係の予算の編成、執行については首長の権限であり、首長は予算案の調整に当たって、法律で教育委員会の意見を聞くこととされています。この件の文化財の保管場所、体育館建設の計画で、町長は教育委員会の意見を聞いたことがありますか。あるかないかでお答えください。

○議長（小井土哲雄君） 茂木町長。

○町長（茂木祐司君） この件については、教育委員会とは意見交換させていただいております。

○議長（小井土哲雄君） 荻原議員。

○2番（荻原謙一君） 茂木町長は、今は50年後の町を形づくる基盤整備が大事な時期であり、町の将来を決する正念場だと考えていると機会あるごとに言っています。

新庁舎の建設もそうですが、将来を見据えた計画や町民のスポーツ活動の推進に向けて町側にも教育委員会と十分な協議を行い、共通理解を持っていただくことをお願いして、1件目の質問を終わりにします。

次に、2件目の、組織の一部見直しについてお伺いします。

具体的には、現在、議会事務局は監査員事務局、選挙管理委員会事務局を兼任しておりますが、このうち選挙管理委員会事務局の兼務を外したらどうかということについてであります。

なお、私は町役場に奉職中、議会事務局長の任にありましたが、本日の質問は奉職に得た特別の知見によるものではなく一般的な知見によるものであることを念のため申し上げておきます。

この件の質問につきましては、職員体制の合理化、効率化、適正化が関係してきます。そこで、まず現在の一般職の職員数の状況と職員の定数、兼務、総務課職員の配置人数、係、主な分掌事務についてお聞きします。

○議長（小井土哲雄君） 荻原総務課長。

（総務課長 荻原 浩君 登壇）

○総務課長（荻原 浩君） お答えいたします。

御代田町職員定数条例では、町長の事務部局職員137人、議会事務局の職員3人（監査員事務局の職員兼務、選挙管理委員会事務局の職員兼務）、教育委員会の職員28人、農業委員会の職員2人の合計170人と定めています。

平成30年4月1日以降、2名の依願退職がありましたので、9月1日現在では当町の一般職の職員数は男性77人、女性61人、合計で138人となっており、職員定数条例より32人少ない状況でございます。

昨日、井田議員の一般質問に対しまして、当町の一般職は全国の同規模自治体と比べて少ない職員数で運営してまいりますとお答えしましたところですが、平成29年4月1日現在のデータと比較してみますと、全国的な同規模市町村、この同規模というものの定義でございますが、人口1万人以上、2万人未満で産業構造が第2次産業と第3次産業合わせて80%以上かつ第3次産業が60%未満の団体と定義さ

れております。

この職員数の平均が全国では人口1万人当たり93.93人に対しまして、当町は77.39人と一般職の職員数については16.54人下回っている状況です。

近年の当町の一般職の職員数の推移を見ますと、平成8年度の137人をピークとしてこの年度から町独自で職員数削減に取り組み始め、平成22度には119人まで減少しました。

一般職の職員数は削減してきましたけれど、昨今の地方分権の推進や住民ニーズの多様化に伴い、年々増加を続けている地方自治体の業務量や事務事業に対応しなければならない一般職の不足を補うために多数の臨時職員の雇用が欠かせなくなっているという状況です。

恒常的な一般職の職員不足の上に最近では若年層の職員が突然に依願退職するケースが増えているため、将来の職員年齢構成のバランスや今後の事務事業の増減、多様化する住民ニーズへの対応等を考慮しつつ、財政面にも配慮しながら必要最小限度の職員増は避けられないと考えております。

総務課の職員数は、課長を含めて一般職が9人、臨時職員が3人の計12人です。今回の御質問に関係する庶務係の一般職の職員数は、課長補佐兼庶務係長を含めて5人です。庶務係の主な分掌事務は御代田町区長会事務局、御代田町防犯協会事務局、佐久交通安全協会御代田支部事務局、長野県市町村職員年金者連盟北佐久支部及び御代田分会の事務局、浅間連峰地区山岳遭難防止対策協議会御代田支部の事務局、御代田町傷害共済事務局といった6団体の運営及びそれぞれの団体の会計事務を担当しております。

また、議会全員協議会等の議事資料の作成、条例規則等の制定改廃や文書管理を初め、職員の任免、進退、賞罰、服務、人事評価、福利厚生、職員研修、職員採用試験等の事務及び全庁の臨時職員に関する人事管理、さらには全職員の給与、賃金、社会保障等の支払いに関する事務、そのほかにも庁舎管理、公用車管理、消費者行政に関すること、秘書業務などなど多岐にわたった幅広い業務を職員5人が兼務しながら担当しており、総務課としてもほかの各課等と同様に人員的に非常に厳しい状況にあります。

以上です。

○議長（小井土哲雄君） 荻原議員。

○ 2 番（荻原謙一君） 私も当町の一般職は他町村に比べても非常に少ない職員数で組織し、また、臨時職員の雇用が欠かせない状況でもあり、総務課も事務量の増大により人力的に少人数で他の各課と同様に多岐にわたる幅広い業務を担当し、人的に厳しい状況で任務している実態を認識しています。

そんな中で、先ほど 3 事務局のうち選挙管理委員会事務局は選挙管理委員会の特殊性から、その業務もまた特殊性を帯びています。地方選挙は 4 年に一度の知事選挙、県会議員選挙、町長選挙、町議会議員選挙ですが、これらはおおむね定期的に行われます。衆参の国政選挙のうち衆議院議員選挙は突発的に行われることが少なくありません。ちなみに、来年の 2 月は町長選挙、4 月は県会議員一般選挙、8 月は参議院通常選挙が行われます。

これに対して議会事務局と監査員事務局の業務は、法令等の定めにより定期的かつ継続的に行われます。例えば議会は 3 月、6 月、9 月、12 月の定例会や、監査は毎月定時に行われる現金出納検査や 8 月に行われる決算審査、さらには臨時議会の開催や定期監査があります。

このようなことから、選挙事務が入ると議会事務と監査事務を犠牲にしても選挙事務を優先せざるを得ないことが発生します。ことしも選挙が優先で議会軽視につながるような事例もありました。もちろん、長年にわたって現在の組織でやってきたのではないかとの見解もあります。しかし、それは関係者の努力と協力によるもので、正常なものではありません。

私が 3 事務局の所管と兼務について実態調査したところ、県下 23 町のうち 18 町が選管の事務局を総務課が所管しています。約 8 割の町が総務課の所管であります。その一例を申し上げます、立科町、佐久穂町、小布施町、山ノ内町、飯綱町、下諏訪町、坂城町等々があります。

お隣の軽井沢町は、総務課行政総務係で専任の職員で主に選管と区長会事務局の業務をしています。立科町、佐久穂町は、総務課庶務係で 2 町とも選管の書記長は総務課長が兼任しています。現に県下の同規模町村を見ても、その多くは総務課が所管しています。

そこで、町は選挙管理委員会の位置づけをどう考えているのかお聞きします。

○ 議長（小井土哲雄君） 荻原総務課長。

○ 総務課長（荻原 浩君） お答えいたします。

選挙管理委員会事務局を総務課が所管している自治体が数多くあるということは私も承知しておりますが、それぞれの自治体の実情に応じて組織を編成しており、少数ではありますが、総務課が選挙管理委員会事務局を所管していない自治体もございます。

先ほどお答えしましたとおり、現状の総務課の職員体制のままでは不可能です。選挙管理委員会の位置づけに関しましては、公職選挙法第5条に市町村の議会の議員または市町村の選挙については、市町村の選挙管理委員会が管理すると規定されています。また、地方自治法や御代田町選挙管理委員会規定にも委員会の設置や事務局の設置などが規定されています。

選挙は民主主義の根幹であり、公明かつ適正に行わなければならないことから、選挙管理委員会は非常に重要な組織の一つであると認識しております。

○議長（小井土哲雄君） 荻原議員。

○2番（荻原謙一君） 周知のごとく選挙管理委員会は行政の政治的中立性の保持を達成するために導入された種類の行政委員会制度であります。委員については、議会によって選挙される4人の委員をもって組織される地方自治法181条、182条と、そして職員については町の選挙管理委員会に書記長、書記、その他の職員を置く地方自治法191条と規定されています。

私は、ここに改めて議会事務局の兼務としての選挙管理委員会事務局を総務課の所管とすることを提案するものであります。これにより、先ほど申し上げた議会事務局と監査員事務局の業務を安定的に推移することができるとともに、議会と監査員への地位向上、軽視回避につながるのではないのでしょうか。

来年は、先ほども言いましたが3つの選挙が行われます。いずれの選挙も業務で議会と監査員への影響を与える可能性がある状況ではないのでしょうか。さらには、これにより次のような効果もあるのではないのでしょうか、1つとして、総務課主導により民主主義の根幹である選挙制度への多くの職員が義務的に参加することになり、職員の資質向上につながると思います。

現在のように議会事務局の兼任業務への参画では、必ずしも熱意を感じることはできません。人事権を有する総務課からの呼びかけとなれば、当然ながらそれへの参画熱意に差が出るのは否めないのではないのでしょうか。このことはこれまでの協力が不十分と言っているのではないことは申し添えたいと思います。

2つ目として、現在、議会事務局が兼務職員として国の重要な裁判員制度の一角を担う重要名種々データの管理を担当していますが、人事管理上このようなことが妥当であるとは考えられません。速やかに庁舎人事管理同様に総務課が所管されて、議会事務局職員の重大な守秘義務の負担軽減を図るべきではないでしょうか。

そこで、議会事務局の兼務としての選挙管理委員会事務局を総務課の所管とすることの私の提案した件で、町の考えをお聞きします。

○議長（小井土哲雄君） 荻原総務課長。

○総務課長（荻原 浩君） お答えいたします。

数多くの自治体では総務課が選挙管理委員会事務局を所管していることから、荻原議員の提案は真摯に受けとめております。

ただし、先ほどお答えしましたとおり、現状の総務課の職員体制のままでは双方の事務事業に支障を及ぼしてしまうことに御理解をお願いします。

最近の職員採用については、一般事務職は退職者数の補充のみにとどめております。まず、優先的に保育士や土木技師などの専門職を徐々に増やしているところです。今後につきましては財政面に配慮しつつ、30年後、40年後の職員の年齢構成も踏まえまして、職員定数条例の範囲内で一般事務職の慢性的な職員不足を必要最小限度で徐々に解消していく中で、議会事務局、監査員事務局、選挙管理委員会事務局の3つの事務局の再編についても計画的な職員増を進めながら、町全体の組織再編の一環として考えていく必要があります。

現在は、例えば選挙の投開票事務につきましては、全職員の協力のもとに実施しております。それと、選挙期間中における期日前投票事務などは総務課の職員も当番制で協力して実施しております。

当面の間につきましては、これまで以上に議会事務局と総務課との連携を密にしながらか対応していきたいと考えております。

○議長（小井土哲雄君） 荻原議員。

○2番（荻原謙一君） 今、荻原総務課長から総務課の現状では不可能で、町全体の組織再編の一環として考えていく必要があると、そして、当面の間につきましてはこれまで以上に議会事務局と総務課の連携を密に対処したいという答弁がありました。

首長は法律により、地方自治法の180条4項に「執行機関相互の組織運営の合理化を図り、相互の権衡を保持するため、委員もしくは委員に対して、それらの事

務局若しくはそれらの管理に属する事務を掌る機関の組織及びこれらの組織に属する職員の定数や身分上の扱い方について、勧告する権限を有する」からであります。言うまでもなく、行政の合理化、効率化、適正化ということが要請されるときに、この件について、町長はどう考えているのかお聞きします。

○議長（小井土哲雄君） 茂木町長。

○町長（茂木祐司君） 荻原議員の御提案については、県下の8割の町が総務課内に選管を置いているという事実からしても、妥当な御提案かというふうに思います。総務課長のほうからも話がありましたとおり、通常業務という点でだけでも、現在の町役場の人員では結構厳しい状況がある上に、例えば、総務課でいいますと、この役場庁舎の建設に当たっては、長い間、庶務係長を初め、関係者が土日も出勤して、対応して、この役場庁舎の建設にもこぎつけることができました。ですから、こうした事業には、そうした職員の献身的な取り組みというものがあっての、少ない人員の中での成果を上げているという実情があります。

いずれにしても、町としては職員数が足りていないという現状がありますので、まずは役場全体の組織というものをどのようにしていくのか、例えば、新しい事業として始めております企業誘致でありますとか、今のアマナの浅間国際フォトフェスティバルもこれからいよいよ本格的な開催になってきますし、ひらまつのホテル計画もまだまだ取り組むべき課題、たくさんあります。そのほか、地方創生との関係で新しい事業に取り組むということが我々に課せられておりますけども、それを進めていくためには、やはり職員体制、役場全体の組織というものを、その新しい事業に合わせて配置をしていかなければなりません。ということで考えてみますと、慢性的なこの職員不足というものを、一気にこれ、職員を増やすということになりますと、年齢のバランスが崩れますので、組織としていびつな形になっていきますので、少し、今後、必要な今の御提案になった総務課への選管の移管なども含めた課題というものをもう一度出して、それをいつまでにどういう計画で組織というものの形をつくりかえていくのかという検討が必要かなというふうに思っています。

趣旨については十分理解いたしましたので、荻原議員提案の方向を進めるということで、何年かちょっとかかることかと思っておりますけども、計画的に進めさせていただきたいと思っております。

なお、議員御指摘の議会事務局が選管の業務を兼ねているということで、選挙の

期間中、議員の皆様には御不便をおかけしたということですので、その点については深くおわびを申し上げたいと思いますが、当面の間は御協力のほどをお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（小井土哲雄君） 荻原議員。

○2番（荻原謙一君） 町側はこの件について、今、町長が申し上げましたが、当分の間は現状のままだと言っていますが、当分の間という言葉は、いつまでか確信が持てません。できるだけ早急に協議し、3つの事務局の再編について、町全体の組織再編の一環として考えていくことを町側に切望して、私の質問を終わりにさせていただきます。

○議長（小井土哲雄君） 以上で、通告6番、荻原謙一議員の通告の全てを終了します。

この際、暫時休憩します。

（午前10時52分）

（休 憩）

（午前11時04分）

○議長（小井土哲雄君） 休憩前に引き続き本会議を再開し、一般質問を続行します。

通告7番、池田るみ議員の質問を許可いたします。

池田るみ議員。

（5番 池田るみ君 登壇）

○5番（池田るみ君） 議席番号5番、通告番号7番、池田るみです。

まず初めに、西日本豪雨や台風21号、そして北海道における地震により被害に遭われた皆様に心よりお見舞いを申し上げます。

御代田町では災害に備え、9日日曜日に総合防災訓練が行われました。今後も防災対策の強化をお願いいたします。

本日は、認知症対策と要介護者支援の充実についてと、小中学校のICT環境整備についての2件の通告をしております。

では、1件目の認知症対策と要介護者支援の充実についての質問に早速入ります。

公明党では、全国の議員が住民のもとに足を運び、4月から3カ月間100万人訪問調査運動として、子育て、介護、中小企業、防災減災の4分野のアンケートを実施しました。その結果が8月30日に発表され、7月6日までに集まった全国の

回答から5%を無作為に抽出し、分析をいたしました。その結果がこちらになっております。

こちらになるんですけれども、介護について、裏面には4項目についてまとめたものがあります。介護に関するアンケート調査からは、地域で支え合う仕組みの構築や認知症対策などより一層推進すべき施策が浮き彫りになってきております。

そこでまず初めに、認知症対策について質問いたします。介護についてのアンケートでは、私も御代田町内で介護サービスを利用されている方やその家族の方に24人、介護サービスを利用されていない方に191人に、内容の異なるアンケートにお答えいただきました。

介護サービスを利用されていない方のアンケートでは、最初に、介護に対する将来の不安を伺い、御自身が将来、介護が必要となったときに一番困ることを6項目の中から選んでいただきました。御代田町内の結果では、家族の支援が受けられないことは19人で9.9%、自宅に住み続けられなくなることで24人で12.5%、家族が要介護になったとき、26人で13.6%、施設不足で入所できないのではないかと、31人で16.2%、経済的な負担、37人で19.3%、自分が認知症になったとき、52人で27.2%と認知症を心配される方が一番多くなっております。

全国での結果は、経済的負担が29.1%で一番多くなっておりませんが、次いで、自分が認知症になったとき、26.8%となっており、やはり認知症になったときの不安が大きいことがわかりました。

認知症は、高齢になるほど発症しやすい病気のため、高齢化が進む日本では認知症になる方も多くなってきていて、当町でも介護が必要となったきっかけの中で、認知症は高齢による衰弱、脳血管疾患について3番目に多い理由となっています。認知症は、早期発見、治療が大切で、進行性の病気であることから、早い時期から適切に対処をすれば、その人らしい生活を長く続けることができます。また、認知症になる前の軽度認知障害の時期なら認知症の発症を防いだり遅らせたりすることもできます。

当町では、昨年、認知症初期集中支援チームができ、支援をしています。認知症初期集中支援チームの構成はどのようになっているのか、また今までの支援の状況など、どのようになっているかお聞きします。

○議長（小井土哲雄君） 古畑保健福祉課長。

（保健福祉課長 古畑洋子君 登壇）

○保健福祉課長（古畑洋子君） それでは、お答えいたします。

認知症初期集中支援チームは、当町では平成29年9月より設置しております。構成員は2つの要件で構成されておりまして、1つ目は、国が定める研修を受講した保健師と社会福祉士です。2つ目は、学会が定めた専門医、または主に認知症疾患の鑑別診断等の専門医療を5年以上、臨床経験のある医師で、合計3名がチーム員として活動しています。

平成29年度は最長6カ月の支援機関を設け、2名を支援いたしました。具体的な支援方法としては、対象者把握のための初回家庭訪問を医療職と福祉職の2名で実施し、その後、必ずチーム員会議を開催し、対象者や介護者に対してどのような利用や介護サービスが必要か、専門医を含めて支援方針を立案しています。一定の期間の中で、訪問等による支援を行い、計3回のチーム員会議を開催しています。

支援終了時には、介護保険サービスやインフォーマルなサービス等につなげるなど、切れ目ない支援をしています。平成30年も延べ3件について実施をしているところでございます。

以上です。

○議長（小井土哲雄君） 池田るみ議員。

○5番（池田るみ君） 平成29年が2名、30年が3名ということで支援ができているということ伺いました。

昨年の9月の広報やまゆりの介護のとびらに、認知症初期集中支援チームによる支援が始まりますと掲載になり、周知がされたところではありますが、しかし、今回行なったアンケートでは、認知症初期集中支援チームについて知っていますかと、介護サービスを利用されている方や家族にお聞きしたところ、当町では24人中2人の8.3%が知っていると答えられただけで、全国でも12.1%と、まだまだ知られておりません。団塊の世代が全て75歳以上の後期高齢者になる2025年には、認知症の方が約700万人になると言われております。認知症かもしれないけれども、病院に行くのがとっていて、治療が遅くなってしまう方も増えてしまうことも考えられます。

このようなときに、地域包括支援センターには認知症初期支援チームがあり、医

師や看護師、また社会福祉士などをつくるチームが適切な支援につなげているという
ことを多くの町民の皆さんが知っていれば、認知症の早期発見、早期治療につな
ぐことができると考えます。認知症初期集中支援チームについて、さらにまた周知
をしていただきたいと思いますと考えますがいかがでしょうか。

○議長（小井土哲雄君） 古畑保健福祉課長。

○保健福祉課長（古畑洋子君） お答えいたします。

まだ周知が十分でないということですので、広報またいろいろな介護保険事業の
場で周知をしてまいりたいと思っておりますし、これにつきましては、初期といっ
ても初動体制を明確にしていくという一面もございますので、例えば、認知症でも
う既に認知症の方でなかなか今後の方針が定まらないという場合にも対応させてい
ただくような状況でございますので、その辺もあわせて周知をしてまいりたいと思
っております。

以上です。

○議長（小井土哲雄君） 池田るみ議員。

○5番（池田るみ君） よろしく願いいたします。

では、次の質問に入りますが、厚生労働省は本年6月認知症の人の意思が尊厳さ
れ、本人の意思に基づく生活を送ることができるようにするため、認知症の人の意
思を決定する上で、周囲の人が配慮すべき事項をまとめたガイドラインを作成、公
表しました。

指針は、各現場で意思決定の質にばらつきが出ないようにする観点から定められ、
食事、外出などの生活習慣から介護サービスの利用や財産管理まで生活上の幅広い
場面を考慮しており、医療、介護関係者、行政職員、家族、成年後見人など意思決定
支援にかかわる全ての人に向けた内容となっております。

そして、指針の基本原則は、意思決定が困難と思われる場合であっても、意思決
定をしながら尊厳を持って暮らしていくことの重要性について認識をすることが必
要であることが明記され、本人の意思が他者への害や本人にとって重大な影響がな
い限り、尊重されることとしています。

このガイドラインは、介護職員の研修などに活用されるよう、厚生労働省は自治
体や関係団体に周知をしております。

アンケートで認知症になったときが不安と答えられた方の中には、認知症になる

と自分の意思がちゃんと伝えられなくなってしまうことが心配ですと言われている方もおりました。当町でも保健福祉課を初め意思決定支援にかかわる職員の方への研修は行われているのかお聞きします。

○議長（小井土哲雄君） 古畑保健福祉課長。

○保健福祉課長（古畑洋子君） お答えいたします。

職員への研修、ガイドラインに沿った研修ということでございますが、認知症の意思決定支援のガイドラインの研修については、受講はしておりませんが、当町では、本ガイドラインが策定される前から認知症地域推進委員を配置するための研修や、認知症初期集中視点チームのチーム員研修を受け、認知症について正しい地域を守り、理解を深めているような状況でございます。

以上でございます。

○議長（小井土哲雄君） 池田るみ議員。

○5番（池田るみ君） わかりました。このガイドラインができる前から当町のほうではしっかり研修をしていただいているということではありますが、ぜひまたガイドラインも出ましたので、沿った研修もしていただけるような方向を考えていただければと思いますので、よろしく願いをいたします。

次の質問に入ってまいりたいと思います。

兵庫県の小野市では、万が一、認知症になっても判断能力が落ちる前に生活の記録や終末期における本人の希望などを書きとめ、前向きに人生を歩んでいくための手帳、人生手帳を65歳以上の高齢者全てに配付をしています。

この人生手帳は、平成27年6月に発行され、全34ページで、大きくわけて3部構成になっております。まず、14ページまではプロフィールや親族や友人を記入したり、人生史や思い出などを書き残すことができます。次に、15ページから17ページはエンディングノートになっていまして、要介護状態になったときにどのようにしてほしいかなど記入ができるようになっていまして、そして、18ページからは相談窓口や要介護認定の申請の手続きの方法や認知症についての知識やサポートなどが書いてあります。

小野市では、この人生手帳の配付をきっかけに家族と話し合いを持ったり、認知症になった場合の金銭管理等の手続きを決めておくなど、認知症になったとしても自分らしく人生を過ごせるような老後の人生設計を改めて見直す高齢者が増えてい

るそうです。

認知症への備えという点でも大変に効果がある施策だと思いました。当町でも町独自の人生手帳を作成し、配付をしていただきたいと提案いたしますが、お考えを伺います。

○議長（小井土哲雄君） 古畑保健福祉課長。

○保健福祉課長（古畑洋子君） お答えいたします。

当町では、現在、一般高齢者を対象にした介護予防教室や生活介護支援サポーター養成講座等で、エンディングノート、人生手帳についての活用についてふれております。平成29年度の生活介護サポーター養成講座においても、講師の司法書士からエンディングノートの配付をしていただきまして、平成30年度も同じように実施予定となっております。

また、今年6月の介護予防教室でも、講師の長野県金融広報アドバイザーからのエンディングノートの活用についてもふれていただいております。

今後も自分らしい生き方を選択を家族や地域の方々とともに考えていただくきっかけづくりに努めたいと思っておりますが、全員に配付というようなことは、今のところ考えておりません。よろしく願いいたします。

○議長（小井土哲雄君） 池田るみ議員。

○5番（池田るみ君） 今のところだと、全員に、高齢者全てに配付の考えはないということではありますが、本当にそういうことで、町のほうでもエンディングノートについてお話もされていたりしているということは、本当に素晴らしいと思うんですけども、やはりなかなかそういうところに出てこれない方にも行き届くような方法で、全高齢者、65歳以上の方を対象に配っていただけるのが、配付していただけるのが望ましいのかなとも思います。ぜひ何とかまた検討もしていただきたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

次の質問に入ってまいります。介護保険を利用して福祉用具の購入や住宅改修費用の補助について質問いたします。

介護保険の要介護認定者がポータブルトイレや入浴用の椅子などを購入する際の福祉用具費と手すりの設置や段差解消などのバリアフリーにするなどにより、安全な生活が過ごせるように生活環境を整える小規模な住宅改修に対して住宅改修費が支給されております。

現在、当町では、利用者が一旦全額を支払った後、二、三カ月後に自己負担分を差し引いた金額が返還されるという償還払い制度になっております。利用者にとっては、一時的であれ全額を支払うこととなり、経済的な負担が強いられます。

今回行ったアンケートの際にも、介護サービスを利用している家族の方から、佐久市では立てかえが不要で自己負担分だけ支払えばよく、当町でも立てかえをなくしてほしいとの制度の改善を求める声がありました。

介護保険を使ってサービスを利用する方は、高齢者で年金で生活している方が多く、一遍に福祉用具の購入費や住宅改修工事費を用意することは大変であることから、手すりの段差解消の工事など行いたくてもなかなかできない方もいらっしゃるのではないかと思います。当町も利用者の高額負担解消へ立てかえ不要の受領委任払い制度の導入を提案いたしますが、お考えを伺います。

○議長（小井土哲雄君） 古畑保健福祉課長。

○保健福祉課長（古畑洋子君） お答えいたします。

当町では要介護者及び要支援者が在宅生活の中で自立した日常生活を送ることを助けるために、福祉用具や住宅改修の支援を行っております。福祉用具は貸与を基本としておりますが、貸与になじまない腰かけ、便座といった特定なものにつきましては、購入も対象としております。

いずれも今、池田議員が言ったように、全額を購入者または施工業者に払っていただき、その所得によりまして1割から3割となる自己負担額を引いた金額を利用者へ返金しているような状況でございます。

福祉用具貸与につきましても、価格設定が業者の裁量によることから、同一商品であっても平均的な価格と比べ非常に高額な価格請求が行われるといったケースが見られることから、国による見直しが行われておりまして、本年10月より商品ごとの貸与価格の上限が設定されることになっております。

当町は、今年度から3年間の第7期介護保険事業計画におきまして、介護保険料を大幅に引き下げることができました。これは、当町が推進してきた介護予防や保険給付適正化事業の成果があらわれ始めていつものと推測されています。福祉用具、住宅改修のいずれにつきましても、介護保険料や公費を原資としていることを踏まえ、保険給付の適正化を図る観点からも、今後は現在の支給方法を継続していきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（小井土哲雄君） 池田るみ議員。

○5番（池田るみ君） 近隣の佐久市では、市内の8割の企業と契約をしまして、利用者がその企業を使用した場合には自己負担分だけを支払うだけで済むようになっております。また、長野県内の77市町村のうちでも21市町村が受領委任払い制度を導入しております。当町では、要介護の認定率は本当に低くなっておりますけれども、今後も高齢化がますます進む中で、要介護者が増えていくことは予想されております。

今回のアンケートの中でも将来介護が必要となったとき、どんな介護をどこで利用したいかとの問いに、自宅で介護サービスを利用したい方が5割と、住み慣れた自宅で介護サービスを利用し、生活を望む声を多くいただきました。手すりやバリアフリーをすることや福祉用具の購入の必要は高まってくると思います。要介護者や介護をする家族の方の負担を減らすためにも、この環境整備を整えやすくするために、やはり受領委任払い制度の導入も本当に必要になってくると思うんですけれども、検討する考えがあるのか、もう一度お伺いいたします。

○議長（小井土哲雄君） 古畑保健福祉課長。

○保健福祉課長（古畑洋子君） お答えいたします。

介護用具、特にそういったものにつきましては、認定調査が終わりまして、認定がまだ出ないうちに購入する場合があります。そういった場合につきましては、例えば、介護保険の対象認定者、対象外というふうになった場合の費用につきましては、全額自己負担となるような状況がございます。

そういった場合も、先ほど議員がおっしゃったように、業者との契約というのがやはり必要になって、その辺がトラブルを防ぐことになるのかなというふうに考えております。

受領委任払いの制度につきましては、確かに御負担が少なくなるということで、それは承知をしておりますので、今回の御意見は今後の課題というふうにさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお伺いいたします。

○議長（小井土哲雄君） 池田るみ議員。

○5番（池田るみ君） 課題ということで、検討という話まではいただけなかったわけですが、ぜひまた前向きに課題解決に向けて取り組んでいただきたいと思います。

思います。

では、次の質問に入ってまいります。

介護保険サービス以外のサービスとしまして、町が独自に行っております在宅介護者への紙おむつの購入費の一部補助があります。この補助の対象者は、介護保険において要介護認定者のうち要介護3以上及びこれに準ずると認められる65歳以上の方と、身体障害者手帳、養育手帳、または精神障害者手帳を有し、その障害により紙おむつを使用しなければならない状態にある65歳未満の方、そしてそのほかに町長が必要と認めていただいた方で、いずれの場合も半年以上にわたり、随時紙おむつ等を使用している方であります。

補助額は3段階に分かれておりまして、町民税非課税世帯では1月4,000円、町民税課税世帯、本人非課税の場合は1月3,000円、町民税課税世帯で本人課税の方は1月2,000円となっております。

今回、アンケートにお答えいただいた方の中で、要介護4の親と子どもさんのお2人で暮らし、紙おむつの補助を町民税課税世帯で本人課税で1月2,000円いただいている方がおりました。2,000円の補助は本当に助かりますが、子どもさんは親の介護があり、働きたくても働けなくて、要介護の親の年金で生活をしているため、生活はぎりぎりでも大変であり、町民税課税世帯の本人非課税と本人課税の1,000円の差をなくしてほしいと訴えられました。

総務省の2017年就業構造基本調査によりますと、過去1年間に介護や看護を理由に離職した人が全国で9万9,000人で5年前の10万1,000人に比べほぼ横ばいで改善が見られず、介護と仕事の両立はまだ難しいのが現状であります。このようなことから町民税課税世帯の本人非課税と本人課税の差をなくして、町民税課税世帯を3,000円に増額にしていきたいと考えますが、お考えを伺います。

○議長（小井土哲雄君） 古畑保健福祉課長。

○保健福祉課長（古畑洋子君） お答えいたします。

当町では、在宅介護の支援を目的とし、主に要介護3以上の高齢者を対象に紙おむつ代の支給を行っております。金額については、今議員がおっしゃったとおりでございますが、近隣の状況を見ますと、課税世帯と非課税世帯で区別せずに支給しているのは、立科町のみとなっております。課税世帯に対しても支給している小諸

市、佐久穂町については当町と同様に、課税か非課税かにより異なる支給額としております。また、佐久市、軽井沢町、東御市では、非課税世帯のみの支給となっております。

当町の状況ですが、8月末現在、48名の方が支給資格を有しており、このうち18名が課税世帯に属する方となっております。当町では介護が必要となった場合でもその状況に見合った自立支援を行うとともに、できる限り住み慣れた地域で暮らしたいという要介護者の思いを大切にしながら、在宅介護を支える御家族への支援もまた大切なことだと考えております。

今後ますます高齢化が進み、要介護者の増加が見込まれる中、特に低所得者への支援を続けていくことが重要でありますので、非課税世帯対象者により手厚い支援を行っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（小井土哲雄君） 池田るみ議員。

○5番（池田るみ君） 今お話がありましたように、本当に非課税世帯の支援は本当に重要だと思っておりますが、やはり、課税世帯の中でもこのようになかなか終了できないという方もいらっしゃいます。要介護者や介護をする方の負担を減らす一つに、やはり経済的な負担があると思います。アンケートにおいても、将来介護が必要となったときに、一番困ることの中に、認知症になったときと同じくらい不安に思っていることは経済的な不安でありました。

2017年1月1日以降、介護給付法が改正されまして、要介護状態にある家族がいらっしゃる方で、労働者は通算93日まで3回を上限として介護休業を分割所得などができるようになっております。介護休業は、労働者が休業開始予定日の2週間前までに申し出るということが必要であります。事業主は2週間前までに申すと、介護休業を認めることとなっておりますので、この介護休業の取りやすい環境整備も進むことが必要なのかなとも思っております。

また、まとめたいとも思うんですけども、認知症対策についてまとめたいわけですが、厚生労働省は2019年から認知症の人にかかわらず日常生活を送ったり社会参加ができるように、認知症の人と地域で支援に取り組む認知症サポーターをマッチングする、仮称オレンジリンク事業を始める方針を固めております。認知症サポーターが活躍できる場所を増やし、支援活動を活発化させることで、認知症と診

断された後に心理面や生活面を支える取り組みを早期に展開し、重症化の予防が期待されております。

認知症対策については、これまでも一般質問で認知症サポーターの活躍について質問をしています。当町は、質問した28年の3月の時点で、認知症サポーターは1,912名で、要請率12.6%と県の5.9%に比べて高く、はつらつサポーターなどで活躍をしているということでした。ぜひともまた来年始まるこのようなオレンジリンク事業も利用することで、さらに地域で支え合う仕組みの構築をお願いいたしまして、1件目の質問を終了いたします。

2件目の、小中学校のICT環境整備についての質問に移ります。

人工知能やビッグデータ等の先端技術が高度化して、産業や社会生活に取り入れられるなど、社会のあり方が多く変わってきています。このような状況のもと、2020年度から本格的に実施される新しい学習指導要領においては、小学校のプログラミング教育を必須とするなど、情報活用能力を学習の基盤とする資質、能力と位置づけてICTを活用した学習活動を充実することが求められております。

そのためには、まず学校のICT環境が整っていることが必要です。しかし、まだまだ整備が十分でない自治体も多くあります。全国の自治体におけるICT環境の状況については、国の調査結果が全国の市町村別に公表されており、平成28年度の調査結果では、当町の児童生徒の教育用のコンピュータは1台当たりの児童生徒数が全国平均は5.9人に対しまして12人、普通教室への電子黒板整備率は全国平均で24.4%に対し5.9%、普通教室の無線LAN整備率は全国平均で29.6%に対しゼロ%となっております。

国は、昨年12月に学校のICT環境にかかわる整備方針を策定し、児童生徒用の学習者用コンピュータを3クラスに1クラス分程度を整備、無線LANの普通教室への100%の整備、電子黒板の普通教室への100%の整備を目指すとしております。当町の今年度の整備状況など、現状はどのようになっているか、まずお伺いいたします。

○議長（小井土哲雄君） 内堀教育次長。

（教育次長 内堀岳夫君 登壇）

○教育次長（内堀岳夫君） ICTの現在の状況でございます。児童生徒用の学習用コンピュータにつきましては、各学校にパソコン教室を設置しており、北小学校のパソ

コン教室には32台、南小学校には38台、中学校には41台のパソコンを配備しております。設置率につきましては、先ほど議員の質問の中にあつたとおりのパーセントでございます。

そのほかに、学習用コンピュータとして、各学校の特別支援学級へタブレット端末を配備しております。こちらについては、昨年度配備しまして、北小学校に4台、南小学校に10台、中学校へ8台という状況でございます。電子黒板につきましては、それぞれの学校に1台ずつ移動式の電子黒板というものを配備しております。理科室やパソコン教室での授業の際に活用しているところです。

それから、無線LANの設置率ゼロ%ということでありましたが、こちらにつきましても、昨年度、先ほどのタブレット端末を使うために特別支援学級のみを設置しておりまして、多分普通教室のほうにはちょっと設置してございません。

それと、本年度の整備状況ということですが、本年度につきましては、小中学校ともに予算計上された整備計画についてはございません。

○議長（小井土哲雄君） 池田るみ議員。

○5番（池田るみ君） 残念ながら本年度は全然整備は進んでいないということで、昨年、タブレットを配付するに当たって、無線LANが特別教室には設置されたという状況で、28年度からは余り増えていない、ほとんど増えていないという状況になっているということがわかりました。

国は、昨年12月、学校のICT環境にかかわる整備方針を策定し、学習者用コンピュータを3クラスに1クラス分程度の整備、繰り返しになりますが、無線LANの普通教室への100%の整備、電子黒板の普通教室への100%の整備を目指すとして、このために必要な経費については、2018年度から2022年度まで単年度で1,805億円の地方財政措置をして財源を保障しております。

また、都道府県及び市町村では、学校のICT環境整備に関し整備期間を定め、その整備期間において具体的な達成目標を定めるICT環境整備計画を2020年度までに100%の策定を目指しております。

当町は、今後の整備計画をどのように考えているのか、ICT環境整備は策定されているのか、また来年度の整備の予定はどのように考えているのかお伺いします。

○議長（小井土哲雄君） 内堀教育次長。

○教育次長（内堀岳夫君） ICT環境整備計画の策定、それから来年度の整備予定とい

うこととございます。文部科学省では新学習指導要領の実施を見据えた指針としまして、平成29年12月に平成30年度以降の学校におけるICT環境整備方針が定められております。この整備方針では、各市町村におけるICT環境を整備するための必要性や検証する視点、具体的な機器の考え方、これらが示されております。

学校におけるICT環境整備計画につきましては、現段階では策定してございません。池田議員からこの次の通告にありますICT活用教育アドバイザー派遣事業、こういったものを利用して、専門アドバイザーの助言をいただきながら、策定に向けた検討をしてまいりたいと考えているところです。

それと、来年度のICT機器の整備予定につきまして、長期振興計画の実施計画では、来年度、小中学校のパソコン教室の機器の更新というふうな予定になっております。現在、学校の情報教育の担当の教員から聞き取りを行いまして、ハード面やソフト面に関して、来年度の方針に向けた検討を行っているところです。

なお、今検討段階ではありますが、パソコン教室のパソコンというのはデスクトップ型が入っているんですが、それだけではなく、脱着してタブレットパソコンとして持ち出せるような機器も含めまして検討しているところです。

タブレットパソコンとして活用する場合は、先ほどの無線LANの電波が学校全体をカバーできるように、環境整備を行う必要がありますので、これらを含めて現在、検討しているところでございます。

○議長（小井土哲雄君） 池田るみ議員。

○5番（池田るみ君） まだICTの整備計画は策定されていないということで、あとで質問しようと思っておりましたアドバイザーを使って計画を立てていくということとありまして、当町におきましては、こういうように3クラスに1クラス分とか国では目標がありますが、その目標に対しましてどこまで当町も持っていくかということもまだ決まっていはいないのかなとは思うんですけども、今までの教育委員会の話の中ではどのような話が出ていたのか、その辺をちょっともう少しお伺いできればと思うんですが、検討した結果なんかはありますでしょうか。

○議長（小井土哲雄君） 内堀教育次長。

○教育次長（内堀岳夫君） 情報機器の更新につきましては、各小中学校それぞれの担当教員がおりますので、学校長を含めて検討した経過がございます。

電子黒板についても、出始めのときに入れておりますので、ときに1台は入って

いるんですが、そのときの危機は、もう現在ではなかなか対応できない、ほとんどの機器が新しくなっていますので、昔の型の電子黒板はテレビが大きくなったようなものなのですが、現在はそのプロジェクター方式の電子黒板が出ていますので、そういったものの導入ですとか、そういったことについてもそれぞれの年度で話し合っているところではあります。

それから、3クラスに1クラス分というようなパソコンの台数ですか、そういったものについては、現在、まだ検討中でありまして、どの程度の指摘というような結果は出ておりません。

無線LANにつきましては、先ほど申し上げたとおり、端末によっては全て配備しなくちゃいけないので、そういったことは含めて考えているところでございます。

○議長（小井土哲雄君） 池田るみ議員。

○5番（池田るみ君） わかりました。ぜひまたアドバイザーなども入れていただきながら、しっかり計画を立てていただきたいと思いますと思っております。

次の質問に入りますが、児童生徒用の学習者用コンピュータや普通教室への無線LAN、電子黒板などICT機器等の設置を進めるとともに授業を担当する教職員の皆さんがICTを活用してプログラミングなどの指導ができるように、やはり準備をしていくことが必要だと考えております。

現在、教職員の皆さんへのICTを活用した授業の導入に向けた研修など行われているのか。また、教育委員会でICT支援員を非常勤講師として雇用したり民間企業へ委託をして配置をしたりして各学校を回り、教員へパソコンなどの器械の操作を支援するなど、環境整備の支援や担任や教科の先生と一緒に授業に入るなど、授業への支援をしたりしている自治体もあるわけですが、教員への研修やまたICT支援員についての考えをお聞きします。

○議長（小井土哲雄君） 内堀教育次長。

○教育次長（内堀岳夫君） 教員の研修とICT支援員についてです。教員がICTを効果的に活用して質の高い授業を行うためには、教員に対するICT活用指導力向上を目指す研修が必要となっております。

教員の研修につきましては、町独自の研修は実施しておりませんが、長野県総合教育センター主催の研修において、ICT活用に関する各種研修を受講しております。全ての教員が研修を受けることはできませんので、研修に参加した教員が校内

研修を実施することで、他の教員が I C T 活用能力の向上へとつなげております。

また、佐久管内の情報担当の教員が一堂に会し、I C T 機器を活用した授業の導入に向け、研究部会を行っています。研究部会では、検討した内容を各学校へ持ち帰り、情報担当の教員が中心となり、I C T 機器の活用方法について校内研修を実施しております。授業において、I C T を活用した指導を行うことに対して抵抗感のある教員もいますので、校内研修や校外の研修、そういったものを通して、I C T 機器の活用に関するスキルアップを図ってまいりたいと考えております。

それから、I C T 支援員につきましては、現在、学校のパソコンの保守管理を委託している業者が I C T 支援のほう、行っております。月に数回ほどであります。パソコン教室を利用した授業の際に、教員の指導の中での I C T の支援ということで行っているところでございます。

○議長（小井土哲雄君） 池田るみ議員。

○5番（池田るみ君） 町独自には研修をしていないということでありました。ほかの県や佐久などではしているということであり、また、I C T 指導員については、当町では行っているということではあります。月に何回か行っているということでお話があったわけですけれども、それで足りているのか、やはり専門に非常勤で講師を雇うというような考えもあるとは思いますが、その辺はどのように考えているか伺います。

○議長（小井土哲雄君） 内堀教育次長。

○教育次長（内堀岳夫君） 現在、パソコンの委託業者のほうにお願いしてやっております。町で講師を雇うと、またそういったものの経費もかかりますので、できれば外部委託でやっていければいいのかなという方向で検討しているところでございます。

○議長（小井土哲雄君） 池田るみ議員。

○5番（池田るみ君） わかりました。確かに非常勤講師を雇うとなると、財源も必要になります。委託で頑張っていくということでありましたので、次の質問に移ってまいります。次の質問は、先ほど次長が少し触れた部分ではあります。通告をしておりますので、質問させていただきます。

国では、学校の I C T 環境の整備や教育における I C T 活用を図ろうとする自治体、教育委員会など、ニーズに応じて文部科学省が委嘱をする大学の有識者など、

ICT活用教育アドバイザーを派遣し、助言を行っております。派遣に当たってのテーマには、例えば、実態に応じたICT機器の段階的な整備や機器購入の調達方法、そしてICT活用指導力向上のための研修手法、指導力に応じたICTを効果的に活用した授業の導入など、いろいろな課題に対して助言をしてくれます。このICT活用教育アドバイザー派遣事業は平成27年度から実施をしております、本年、国では1,000万円の予算が組まれております。このアドバイザー派遣の利用について考えをお伺いしたいわけですが、利用していくというお話もあったのですが、いつごろから利用するというか、派遣をお願いしていく考えかを含めて、答弁をお願いいたします。

○議長（小井土哲雄君） 内堀教育次長。

○教育次長（内堀岳夫君） ICT活用教育アドバイザー派遣事業、こちらにつきましては、希望する地方自治体に対して、文部科学省から委託を受けた一般社団法人日本教育情報化振興会、こちらのほうから専門アドバイザーが派遣され、ICT環境の整備やICT教育の推進について助言をいただくものです。教育委員会としまして、今年度のICT活用教育アドバイザー派遣事業へ派遣申請を出してあります。先週になります、ほぼ内定いただけるという連絡がありましたので、決定され次第、こちらのアドバイザーの支援や助言をいただきながら、学校のICT教育の推進、こちらを進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（小井土哲雄君） 池田るみ議員。

○5番（池田るみ君） もう申請もして、内定もいただいているということで、決定し次第、派遣が始まるというお話で、本当にうれしく思いました。2020年度の新学習指導要領の実施がもう目前と迫っているわけですので、スムーズに新学習指導要領が行われますように、アドバイザーの派遣を利用したり、計画的にハード面、ソフト面の環境整備を進めていただきたいことを最後をお願いをいたしまして、私の全ての質問を終了いたします。

○議長（小井土哲雄君） 以上で、通告7番、池田るみ議員の通告の全てを終了します。

昼食のため、休憩します。午後は1時30分より再開します。

（午前11時56分）

（休 憩）

（午後 1時30分）

○議長（小井土哲雄君） 休憩前に引き続き本会議を再開し、一般質問を続行します。

通告 8 番、池田健一郎議員の質問を許可します。

池田健一郎議員。

（ 9 番 池田健一郎君 登壇）

○ 9 番（池田健一郎君） 通告 8 番、議席番号 9 番、池田健一郎です。

猛烈な暑い夏がようやく終わろうとしてほっとしているところに西日本の豪雨があり、台風 21 号による大きな災害があり、この報道がやまぬうちに北海道胆振地方の大きな震度 7 の大地震によって甚大な被害と多くの犠牲者が出られました。犠牲となられた方々に心からお悔やみを申し上げます。

今回、私は、御代田町誌、歴史編下の編さんの進みぐあいと町の手話言語に関する取り組みについて町の考え方を問うていきます。

同じ質問を何度もすると嫌味、苦言をいただいてもおりますが、どうしてもこの問題は決着をつけなくてはいけない問題と考えておりますので、しつこく質問をしていきます。

町誌は、図説編、自然編、民俗編、それから歴史編の上、地誌編、史料編までの立派な 6 巻が発刊されております。

まず最初に図説編が平成 4 年に発刊され、史料編が平成 14 年に発刊された。問題としている歴史編の上は平成 10 年に発刊されております。それから、現在 24 年の月日が過ぎました。歴史編の下がいまだ発刊に向けて着手される気配がありません。この問題は避けて通ることのできない問題になってきております。

今から 4 年前の平成 26 年 6 月の第 2 回議会においても私は同じ質問をしました。また、それ以前にも先輩議員から、平成 23 年に同様の質問が出されております。一向に進展の兆しが見えておりません。町には町誌編さん委員会がありますけれども、全くこれも開催されておられません。委員会予算も計上されていないのが現状です。

平成 23 年第 3 回の定例会で、笹沢議員の質問に当時の次長の答弁は、編さんに当たっていただく方々の人選に大変苦勞している。何とか体制を整えて編さん作業を進めていきたい。それから、編さん委員がもうわからない、現在休止の状態ですと、こんなふうなことをお答えいただいているわけです。

それから、3 年後、平成 26 年の重田次長の答弁の趣旨は、最初に何もしないん

だったら委員会は解散するべきじゃないかというふうなことを問いかけましたが、刊行委員会の解散は全巻の刊行をもって解散するとありますというお答え。

それから、これまでの史料の有効性は失われていないが、いつ開くかという確定的な約束はできない状況にある。

それから、現在、編さん委員が見つからない刊行会は、原稿が全て出そろって校閲と編さんが完了して本になる体制が整ったところで行う。

4番目に、いつ開くのかということに対しては確定的な約束はできない。

こんなふうな答弁がそのときの大体のところですよ。当時の教育次長の答弁では、編さん作業に当たっていただく方の人選に苦労している。適任者が見つからないといった趣旨の答弁で終わっております。編さんに携わった方々からお話を聞いたところ、原稿のまとめもある程度できているというお話でした。歴史編上は現史、それから古代、中世までのものを整理されたもので、町図書館にあるロッカーの中で歴史編上の消費が一番白くすれております。これはいかに周りの方々が関心を持ってこの閲覧をしているかということになるろうかと思えます。

順に質問していきますが、平成10年に歴史編上が発刊された後、出るはずの下巻が中断され、頓挫の理由は何だったのか。また、20年の間にこの問題は解決できたのか。この点についてお聞きいたします。

まず、発刊する考えはお持ちでしょうか。町長にお聞きします。

○議長（小井土哲雄君） 櫻井教育長。

（教育長 櫻井雄一君 登壇）

○教育長（櫻井雄一君） お答えします。

御代田町誌歴史編の下巻の刊行については、平成23年に笹沢 武議員から、平成26年には池田健一郎議員から、平成28年には野元三夫議員から同様の質問をいただいております。

そのときの答えなんですけど、まず編さんを中止じゃなくて、中断となった原因は何かということですが、一番の大きな課題は編さん員の選任であります。今まで発刊した町誌6冊の編さんを担っていただいた編さん委員長と編さん員がお亡くなりになりました。その後、近世、近現代史に精通した編さん委員長、いわば総括責任者でありますけど、知識及び経験が豊富な責任者について近隣の史学学会員や退職した社会科教諭等の選定を検討してみましたが、豊富な歴史的知識と編さん作業にお

いても多くの経験を有し、かつ専従で任に当たっていただけるような人物となるそんな選定員が見つかることは極めて困難であるというのが現状でございます。

以上です。

○議長（小井土哲雄君） 池田健一郎議員。

○9番（池田健一郎君） その極めて困難だということは、もう毎回聞いております。それでは、これからどうするんですか。この町誌編さんは取りやめるんですか。町長は就任以来、この問題を教育委員会、あるいは教育次長2代、3代にわたって大変苦しい答弁をされてきています。何とかしたい、何とか何とかという話は何回も出ているんですけれども、この辺について、町長は行政のトップとしてどのような手を打ってこられたんですか。その辺についてお聞きします。

○議長（小井土哲雄君） 櫻井教育長。

○教育長（櫻井雄一君） 原因となった問題を解決できたのかということと、解決できる見込みはというようなことだと思いますけれども。

1つ目は、歴史学に精通した編さん員の人材については、現在のところ、確保できておりません。また、現状の6割が生原稿であるため、正確な歴史認識を示すため十分な精査が必要となっております。

2つ目として、史料を扱う十分なスペースを持つ編さん室の確保が重要です。

それから3つ目としては、人件費、印刷製本費など数千万に及ぶ予算の確保が必要です。など3つの難しい課題があり、編さんについての困難を来しているところだと。それが今の現状でございます。したがって、今のところ、解決の見通しがないう状況であります。

○議長（小井土哲雄君） 池田健一郎議員。

○9番（池田健一郎君） 難しい問題のあと2つというのは、金銭的なものだとか、いろいろはみんなで工夫し、いろいろやれば解決できることだと思いますよね。でも、この前の編さんを進めていく人事、方々、これについてはどうあってもだめだよということになれば、全くこれ、町から、町のそのあれからは外していかなきゃいけないということじゃないですか。

○議長（小井土哲雄君） 櫻井教育長。

○教育長（櫻井雄一君） お答えします。

これまで収集した史料、古文書、写真、記録などはフィルム化や目録化して整理

してあります。必要なときに取り出して利用しております。したがって、史料自体の有効性は失われておりません。活用することは可能です。

歴史学に精通した全体的に編さんを行う人材については厳しい状況には変わりありませんが、個別の時代の検証であれば可能ではないかと思われまますので、一部については進めることができるのではないかと現在のところ考えております。

○議長（小井土哲雄君） 池田健一郎議員。

○9番（池田健一郎君） 今の説明でちょっと理解できないんですけども、1についてはいいよということですか。

○議長（小井土哲雄君） 櫻井教育長。

○教育長（櫻井雄一君） すいません。1というのは編さん員のことでしょうか。編さんは相変わらず厳しい状況にあるとお話をしたとおりです。はい。

○議長（小井土哲雄君） 池田健一郎議員。

○9番（池田健一郎君） この今の一編さん員の問題は、もう10年も前からわかっていることなんですよね。1年送り、2年送り、そしてあれやこれやでもう10年、20年たっちゃった。ますますそれは難しくなるんです。これから、来年になったらちっとは何とかなるよというような答えが出ないでしょう。全く出ないと思うんです。そういうふうな問題を町の大事な仕事として受け持っておきながら、1年送り、2年送りしてきたいわゆる行政の怠慢というのは、これ指摘されても仕方ないことだと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（小井土哲雄君） 櫻井教育長。

○教育長（櫻井雄一君） 先ほどもお話ししましたが、全体をまとめて本にするということとはなかなか難しいかなという今状況でございます。しかし、生原稿が6割そろっておりますので、しかもそれも現在も使われるような状況になっておりますので、その一部については進めることはできるということを先ほどお話ししました。

それで、現状を踏まえつつ、これまでに収集した史料、あるいは原稿につきまして有効に活用する方向性について今まで検討してまいりました。可能性としては2つの方法が考えられます。

1つは、校閲の完了した原稿についてのPDF提供。むろん、原稿の一定の校閲の後のことですが、PDF化した原稿のデータをデータ提供は1,000万もかかるというような印刷製法は不必要になるかなというふうに思っております。

それから2つ目としては、校閲の完了した原稿についてのオンデマンド印刷。オンデマンド印刷は発注を受けての1冊単位の印刷のため、印刷の無駄が生じません。1冊当たりのコストは割高になりますが、発注者にその都度実費を負担していただくことで町の費用負担は基本印刷料となりますので、全体の負担額を抑えて発行することができます。

また、発注者にとっても必要な部分のみ選択して冊子発行の注文もできる点もメリットではないかなということを考えております。1冊2,000円程度でどうだろうかというようなことを今進めているところです。例えば、こういう井戸尻の縄文土器ですか、これは。このような形で一部については進めることができるかなと、今そんなところで探っているところがございます。

上記のことを進めるに当たっても一定の人件費や事業費は必要であり、その点も踏まえて検討を進めてまいりたいなと思っております。

以上です。

○議長（小井土哲雄君） 池田健一郎議員。

○9番（池田健一郎君） 前回、前々回、こういったところから比べると、一応ああいった今まで発刊されたような立派な分厚い通史のものとしては出ないけれども、歴史的な事実をこれから何かの形で出そうということをしているよというふうに理解してよろしいですか。はい。

今回のこういった問題をこじらせてしまった一番の原因はどこにあったか、教育長、お答えできますか。

○議長（小井土哲雄君） 櫻井教育長。

○教育長（櫻井雄一君） 一番の原因はというのは、一番先にお話したように、やはり編さん委員が確保できないということが一番の原因だと私は考えております。

以上です。

○議長（小井土哲雄君） 池田健一郎議員。

○9番（池田健一郎君） この最初のころから編さんに携わったり、あるいは史料を提供していただいたりされている方々してみれば、なぜこれが出ないんだと、やらないんだということで大変な不信感を持っていらっしゃることも事実なんです。したがって、私はそういった方々から御意見を頂戴するんでくどくこういう質問をするわけですけども、今教育長の提案されたような方法で町の歴史の全てを網羅して

いくというわけにはいかないんで、これはどこかの形で町誌の下に相当するようなものをつくっていかないといけないと思うんですが、その辺はどうですか。

○議長（小井土哲雄君） 櫻井教育長。

○教育長（櫻井雄一君） 先ほどもお話したとおり、今進めておりますことをさらに推し進めていきたいなと思っております。

以上です。

○議長（小井土哲雄君） 池田健一郎議員。同様の質問が多くなっていますので、方向を変えていただけますか。

○9番（池田健一郎君） わかりました。この歴史の問題をきちんと後世に伝えていくということは、町にある長期振興計画の中でもしっかりと、「次代、郷土を担う人を育み、文化のかおるまちづくりをします」というふうな文言が入っているわけですね。

したがって、ここで学校人権問題教育の推進だとか、人権が尊重される明るいまちづくりを推進し、文化、芸術の織りなす地域づくりの推進などこの長期計画には載っているわけです。これに恥じないような歴史記述ですか、こういったものを後世に残していかなきゃいけないと思いますので、ぜひともこの辺のところは、前回に比べると一歩前に進んだような感じになりますけれども、これでは全く、これでいいよというわけにはいかないんで、ひとつその先も考えてやっていただきたいと思います。

それから、なかなか町長からお答えいただかないんですけど、こういった職員、あるいは部下の困難な問題に対して大変困っているよというような事例があっても、こういったものに対して、町長、何かアドバイスしたり、あるいはいろんなリード、指導をなさっておられるんですか。お答えをお願いします。

○議長（小井土哲雄君） 茂木町長。

（町長 茂木祐司君 登壇）

○町長（茂木祐司君） まず、この冊子の発行が進まなかったことについて、私はその当時は一議員でしたので、その原因については承知しておりません。

ただ発行されて編さんが中断しているということがあって、私からも、当時、その編さんの責任者となる方をお願いした経過があります。最初をお願いした方も、残念ながらしばらくしてお亡くなりになってしまいまして、その後ももう1人の中

心になっていた方にも発刊に向けてお願いしたわけですけれども、残念ながらこの人も亡くなられてしまって、そういう努力はしたわけですけれども、それに後続く人選ということが行き詰ったという現状にありまして、放置していたのではなくて、私としても編さんの責任を負う方に直接お願いして対応してきましたが、残念ながら全体をまとめるというところまではいかなかったというのが現実です。

以上です。

○議長（小井土哲雄君） 池田健一郎議員。

○9番（池田健一郎君） 町長の答弁に、私は放置しておったのではないというふうなお話がありましたけれども、その成果がなければ、着任以来11年ですよ。この長きにわたって何も進展しないということはね、我々からすると何もしていないんじゃないのというふうなことを申し上げたい。だから、何もしていなかったんじゃないというようなお答えはどうも腑に落ちませんけれども、どうですか。

○議長（小井土哲雄君） 茂木町長。

○町長（茂木祐司君） それは見解の相違かと思えます。

○議長（小井土哲雄君） 池田健一郎議員。

○9番（池田健一郎君） 見解の相違と言われてしまえば何も出ません。でも、こういった問題を、町長、部下がもうやりようがないようなところにまで追い込まれているという事態は、トップとしていち早く手を差し伸べて、「お前、何苦しんでいるんだ」というふうなことでやっていただくのがトップの責任であり、リーダーとしてのあれじゃないでしょうかね。

こういったことで、担当する課には、きょうなんか答弁本当大変だと思う。嫌だと思ふ。同じことをね、同じように答えていかなきゃなんないということは大変だと思います。

したがって、町長、前からトップダウンの政治はやらぬというふうなことをおっしゃっていましたが、トップダウンとリードしていくのとちょっと違うと思うんですよ。1つのあれを持って、いち早くこれに着手して、そして、町長がこの編さん委員会の会長になっておるんですよ。それに我々議会からも議長、副議長、担当委員長が加わって編さん委員会を構成しているわけです。1人でできないのであれば委員会を開催して、どうしたらいいもんかということをお互いに一度でいいから相談してみてくださいよ。ね。そうすれば、3人寄れば文殊の知恵という

こともあります。何かいい答えも出てくるんじゃないでしょうか。今後、こういったような体制で、姿勢で、町長には仕事をさせていただくことを要望します。この20年間の間担当しているセクションが大変苦勞しているということもよく理解していただいて、先ほど教育長のほうからは一歩前進した答えをいただいたんで、これを期待してこの問題は終わりといいたします。

次に、手話言語に関する町の取り組みについてお伺いいたします。

現在、身体障害者の社会活動の場が大変多く求められ、また、障害者の権利に関する障害者基本法や条例が多く制定されてまいっております。

平成25年4月に障害者総合支援法において、意思疎通支援という名称で概念的に幅広くこれを解決するよう規定されてきております。今回は、この視覚、ああ、失礼、聴覚障害者に絞ってその実在について質問してまいりたいと思います。

音声言語を耳から理解することができない聴覚障害者にとって手話はまさに言語で必要な情報を得るに欠くことのできない人なんです。

現在、町に聴覚障をお持ちの方がどのくらいおられるのか。また、その実態についてお聞かせいただきます。対応する資格を持つ手話通訳者の方はどれほどいらっしゃるのか、これについてもお願いいたします。

○議長（小井土哲雄君） 古畑保健福祉課長。

（保健福祉課長 古畑洋子君 登壇）

○保健福祉課長（古畑洋子君） それでは、お答えいたします。

当町における聴覚障害者の数についてということでございますので、平成30年8月1日現在で90名となっております。また、所定の養成講座を受講し、手話通訳者全国統一試験に合格し、手話通訳者として登録されている方は、当町では3名ということになっております。

以上でございます。

○議長（小井土哲雄君） 池田健一郎議員。

○9番（池田健一郎君） 先週の始めごろだったと思いますが、南小に赴任された先生が子どもたちやPTAの皆さんに時間を見つけて手話を指導、指導というかね、教えてやっていただいたようです。それがわずかですが、今も引き継がれて平和台の公民館で、平和台では公民館活動の一つとして続けられているようです。

次に、町は視覚障害者に対して、どのような支援を実施しているのかを教えてください。

ださい。聞くところによると、病院へ行ったり、あるいは買い物をしたり、難しい交渉事などをするときには、要請のあったときは対応しているというふうにお聞きしておりますけれども、お願いします。

○議長（小井土哲雄君） 古畑保健福祉課長。

○保健福祉課長（古畑洋子君） それでは、お答えいたします。

当町では聴覚障害者の方に対して意思疎通の円滑化を図るため、御代田町にコミュニケーション支援事業により病院の受診等について手話通訳者の派遣を実施しております。

現在、この事業を実施している方で利用されている方でございますけれども、現在のところは1名というふうになっております。

以上です。

○議長（小井土哲雄君） 池田健一郎議員。

○9番（池田健一郎君） 御利用いただいている方が大変少ない、大変というのは1名だということではありますが、これから町は、手話通訳者の育成についてやっていかなきゃいけないことじゃないかと思っておりますので、さきにも話しましたが、障害者総合支援法などで周知されるようになれば、一般の方々が、手話通訳の必要性がもっともっと増加してくるのではなかろうかと、このように思います。町では3名の方が登録されておるようですけれども、町で行われる大きなイベントやそのほかの団体が主催するイベントなどに対応しきれなくなるのではないかと思います。こうした事態に対応できるように有資格者を養成していかなければならないのではないのでしょうか。手話通訳者に関心を持つ若者に勉強の機会を与えることが必要だと思っておりますが、現在、どのような事業を行っているのかをお聞きください。

○議長（小井土哲雄君） 古畑保健福祉課長。

○保健福祉課長（古畑洋子君） お答えいたします。

通訳者の育成というところでよろしいでしょうか。

県では長野県手話言語条例が平成28年3月に施行されました。

この条例は、誰もが手話に親しみ、手話に対する理解を深め、手話が広く日常生活で利用される長野県を目指すもので、この条例を踏まえ、手話を学ぶ県民手話講座が県下各地で開催され、手話の普及に取り組んでいるところでございます。

また、佐久広域連合、障害者相談支援センターにおいては手話奉仕員養成講座を

開催しております、こちらは厚生労働省カリキュラムによる講義及び手話実技表現、基本文法等を受講していただきます。その後、県が主催する手話通訳養成講座の受講を経て全国統一試験に合格した方は初めて手話通訳になることができます。このように、県や佐久地域においても手話通訳者の育成を図っているところでございます。

以上でございます。

○議長（小井土哲雄君） 池田健一郎議員。

○9番（池田健一郎君） 先ほど課長のほうから話がありましたけれども、厚労省が実施している手話通訳技能検定資格に合格した方は大変難しく、2010年で2,059人、平均合格率が20%というハードルの高い試験のようですね。

これで、現在、手話通訳者に対する報酬についてお聞きしますが、町は県に従ってそこを対応していると聞いております。同じ福祉課の傘下にある社協では、1日に500円、失礼、5,000円、これに対して町では時間2,000円となっており、これは、この差は時間が長くなれば大変な差になってくるものじゃないかと思うんです。こういったことは社協の事業であっても、また、これから入ってくる個人の依頼であっても派遣依頼の受け付けを町が統一してやっていくことが必要ではないかなとこんなふうに考えるわけですが、町のほうでは何かございますか。

○議長（小井土哲雄君） 古畑保健福祉課長。

○保健福祉課長（古畑洋子君） 池田議員の今の御意見でございますけれども、報酬につきましては、今議員がおっしゃられたように、長野県の報酬額に基づきまして当町でも手話通……失礼いたしました。通訳の手当を1時間につき2,000円、移動手当は1時間につき1,000円及び交通費は上限800円を支給させていただいているような状況でございます。

町が一括してということでございますけれども、町としましては所定の養成講座を受講していただきまして、手話通訳全国統一試験に合格され、手話通訳者として登録されていれば、それは町に登録していただくということになりますので、そういった手順を踏んでいただければそれは可能かと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（小井土哲雄君） 池田健一郎議員。

○9番（池田健一郎君） 今の課長の説明ですと、町に登録されてあればということですか。

が、社協でこれを依頼すると、今言ったような1日5,000円という報酬になるんですね。同じ仕事をして町福祉課のほうから依頼が出ていけば、時間2,000円という金額になり、社協の窓口から、社協のほうからお願いしますと行くと1日5,000円というシステムになっている。これはちょっと不公平があるんで、どうなんですかね。町で全部、こういうこと一括して、先ほども言ったように、個人で頼まなきゃいけないような場合も町が全部受け付けて、社会福祉課のほうでこれやっていくというようなことはできないんですか。

○議長（小井土哲雄君） 古畑保健福祉課長。

○保健福祉課長（古畑洋子君） お答えいたします。

手話通訳の仕事といたしましては、手話通訳士、手話通訳者、手話奉仕員などがありまして、それぞれの資格については対応が違ってございまして、手話通訳士につきましては先ほど池田議員がおっしゃられたように、厚生労働省が聴覚障害者情報文化センターに実施委託している手話通訳技能検定試験に合格したら資格が得られるものでございます。そちらは、先ほど議員おっしゃるように、全国には3,000人弱ということでございますね。しかし、手話通訳士の資格がなくても、ほとんどの場所で手話通訳の業務に携わることができております。

先ほどから私が申しておるように、都道府県の認定の手話通訳者になるためにはやはり都道府県が認定した全国手話研修センターが実施する手話通訳全国統一試験に合格しなければなりません。受験資格は、県で開校されている手話通訳者養成講座を終了された方というふうになっております。

それともう1点、手話更新につきましては、障害者相談支援センター等で開校される手話更新養成講座を終了された方というふうになってございまして、それぞれ資格が違ってございまして、当町に登録されている方はこちらの手話通訳者ということになってございまして、対応が違ってくるかと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（小井土哲雄君） 池田健一郎議員。

○9番（池田健一郎君） ちょっと課長の言っていることが私の質問のあれが違うと思うんですけどね。社協なんかで、例えば、大きなイベントで、エコーで手話通訳者を立ってもらってやっていますよね。でも、あの人たちは社協の規定する金額でやらざるを得ないという状態なんです。

したがって、同じことをやりながら、同じことをやりながらね、こっちは、町のほうからは時間2,000円という単位でお支払いされる。片方、社協のほうからは1日5,000円という単位で出される。これはやはり統一するのがいいんじゃないかと思うんですよね。それで、社協が行う事業にも町の福祉課と社協に通して、町から注文、注文というのはよっかしなかな、やっていただく、これがそういった何ですか、報酬の違いをね、いろいろ言われなくても済む内容になりゃしないかなと思ってお話すんですけれども。

○議長（小井土哲雄君） 古畑保健福祉課長。

○保健福祉課長（古畑洋子君） 大塚池田議員の御意見はわかります。社協に登録されている方たちが手話通訳者なのかどうかというところが1点ございます。そちらの方たちが手話通訳者であれば、町のほうに登録をしていただければ、当然、町からその方たちをそういった必要な場面に派遣することができますので、そういったことはできると思います。社協に登録されている方たちが手話奉仕員であった場合は登録にはなりませんので、その辺の違いを私のほうからも先ほどから述べさせていただきました。よろしく願いいたします。

○議長（小井土哲雄君） 池田健一郎議員。

○9番（池田健一郎君） よくわかりました。先ほど課長からも話がありましたけれども、県では手話を体験してみませんかという手話講座入門編というものをね、企画して、各地、この辺では佐久、小諸、あるいは軽井沢でやっております。ただ、これは平日の午後にこの講習会を開いているということで、なかなか参加が、一般に職を持ったりしている方々には参加がしにくいというふうな話を聞きます。

そんなことで、例えば、町の役場の職員などは手話ができるというか、一応ちょっと必要なことではないかと思しますので、職員の中からこういったものに興味のある方々を公務扱いで参加を促すというようなことはできないのでしょうか。また、御代田町でもそういった県でやっているような手話体験をしてみませんかというようなレベルの講習会を企画するということは考えられませんか。

○議長（小井土哲雄君） 暫時休憩します。

（午後 2時10分）

（休 憩）

（午後 2時11分）

(教育次長 内堀岳夫君 登壇)

○教育次長(内堀岳夫君) お答えいたします。

手話通訳に限らず、やっぱり専門的な知識云々に関してはそれぞれの部局で専門研修などを受講しながら資格を取得していくということも考えられるとは思いますが。

ただ現状では、ちょっとそれに対して公費で、例えば、受講料の一部分を公費で負担していくという制度は設けておりませんが、一つには手話通訳とはちょっと異なりますけれど、除雪機器の免許等につきましては、町でも職員に対して受講を勧めて、免許取得を勧めて、その費用の一部を負担してきているという実態がございますので、そういった要綱も整備しながら除雪機器の運転免許に限らず、幅広いそういった必要な部分について公費補助をしながら職員に資格を取得していただくということも可能ではありますけれど、現在は制度化はしておりません。

○議長(小井土哲雄君) 池田健一郎議員。

○9番(池田健一郎君) 多分、これからは必要なあれになってくると思うんですね。広くみんながこの手話に親しんでなじんでいくということ。そんな面から、課長、これからも検討してください。

最初にも申し上げましたけど、これからますます社会から福祉の充実が要求されてきます。私は手話というものに関心を持たず、この年になってしまいました。小さいときから手話に関心を持ってもらう環境ができていれば、きっといつかその子たちも大きくなったときに、容易にこういった手話というそのあれ、ものに入っていけるんじゃないかと、こんなふうに考えます。

そこで、小学、中学、あるいは、では、どのような手話に対して指導が行われているのか。また、公民館活動の中でやっていることがあればお知らせください。

○議長(小井土哲雄君) 内堀教育次長。

○教育次長(内堀岳夫君) 学校や公民館などで手話を学ぶ機会についてでございます。

小中学校では福祉に関係する学習状況についてでございますが、小学校では4年生の国語の授業において点字、点字のほうを学習しております。中学校では特別教育活動の中のやはりこちらも福祉活動において、ハートピアみよたや福祉施設での高齢者との交流を、それからふれあい広場での障害者とのかわりなど、こういったことを学ぶ機会がありますが、手話については、現在は学習時間を設けてはございません。

それから公民館の中での状況でございますが、公民館で主催して手話を学ぶ教室や体験等そういったことは現在開催しておりません。それからエコールみよた内で31の社会教育団体、それから個人やグループの約40団体が定期的に活動しておりますが、この中で手話を学んでいる団体については、現在はありません。

それで、今年度教員向けに初めて触れる手話の講習会というものが開催されまして、10月、11月に県内4カ所で開催される講習会があります。これは、ろう者や手話について、子どもたちに伝えることのできる先生を増やしたいという、こういった願いから、実施される講習会でして、こちらの小中学校も学校に配備しまして、今希望者取りまとめているところです。

以上です。

○議長（小井土哲雄君） 池田健一郎議員。

○9番（池田健一郎君） ぜひともそういった県でやる仕事の中にみんなを組み込んでいけるように広報などでもPRしながら、参加者を大勢募って、対応していただきたいなど、こんなふうに思います。障害をお持ちの方は、自分から積極的に私聞こえません。助けてください。こういうふうなことはなかなか言いにくいものではないでしょうか。有資格者でなくとも、簡単な会話ができる程度の人がいるということは、大変こころづよいものだと思います。厚労省が平成25年に意思疎通支援に関する通達を県のほうに出しておりますけれども、作詞は、この事業に基づいて、3年から4年かけて手話言語条例を議会発議で条例を制定したことが新聞報道でありました。内容は、市の責務や手話を学ぶ機会の確保、そして、公共機関の役割等がメインとなっております。聴覚障害をお持ちの皆さんが積極的に社会進出ができるように我々も及ばずながら、お手伝いできればと思い、質問を終わります。

○議長（小井土哲雄君） 以上で、通告8番、池田健一郎議員の通告の全てを終了します。

通告9番、古越雄一郎議員の質問を許可します。古越雄一郎議員。

（4番 古越雄一郎君 登壇）

○4番（古越雄一郎君） 通告ナンバー9、議席ナンバー4、古越雄一郎です。

本題に入る前に、全国各地で甚大な被害が出ております。大勢の被災者、生活を追われた皆さんに、本当に心よりお悔やみとお見舞いを申し上げたいと思います。

思えば、私も以前に、一般質問で災害対策についての対応をどうしようかというような質問を投げかけたこともあり、その後から、次から次と本当にもう、またか

またかというぐらい、大きな甚大な被害が出ております。やはり新聞、テレビで毎日見るたびに、言葉しかかけられない、自分が何もできない無力感とそれから、生活に追われて困窮している人たちの姿を見たときに、何かこの自分が無力感と思考能力がなくなって、最近、2日、3日間は夢の中にいるようで、何か夢であってほしいというようなことを感じながら、いますので、ちょっと、個人的にも感覚がずれていて、フライングもあるかもしれませんが、最後の質問者ということで、頑張っていきたいと思います。

きょうは、温暖化による災害対策について。

それから、茂木町長の現状認識と今後の見解についての2件について質問をします。最初に話しましたが、南から北まで、全国各地で次々と多発している自然災害、台風豪雨、地震等による多くの死傷者と多くの災害がれき、想定外の大変なものとなっております。幸いにして、当町では、大きな被害はありませんでしたが、浅間山を背に、山あり谷あり、川あり、全体が火山灰地の我が町も、安全の保障はありません。予期せぬ天災を100%防ぐことは不可能ですが、できる限りの減災へ向けた予防と災害時の避難、迅速な復旧行動など、町として一層の対応が必要と思いますが、いかがでしょうか。

○議長（小井土哲雄君） 荻原総務課長。

（総務課長 荻原 浩君 登壇）

○総務課長（荻原 浩君） お答えいたします。

近年の台風や豪雨による土砂崩れや水害などの自然災害が地球温暖化に起因しているものではないかと言われており、平成26年8月の豪雨による広島県の土砂災害や、平成27年9月の関東、東北豪雨、また直近では、西日本を中心に全国的に広い範囲で記録的な大雨をもたらした平成30年7月豪雨、さらには、つい先日9月3日から4日にかけて関西を中心に大きな被害がありました台風21号災害などが記憶に新しいところです。このような全国各地でこれまでに経験したことの内容な集中豪雨等が頻繁に発生しており、従来安全であると考えられていた地域や場所でも大きな自然災害が発生しています。古越議員の言われるとおり、当町においても、想定外の自然災害が起り得ないとは言えない状況になっております。町では、このような自然災害などから大きい、小さいにかかわらず、このような自然災害などから町民の生命、身体及び財産を守ることを目的として、既に御代田町地域

防災計画を作成しております。この計画は、災害の予防対策、災害の応急対策、災害復旧、復興対策の各段階における諸施策を示しているもので、当庁の地域における関係機関の、防災業務の実施責任を明確にし、かつ関係機関相互の緊密な連絡調整を図る上においての基本的な大綱を内容としています。

御質問の土砂災害及び水害に関しましては、この御代田町地域防災計画に基づき、町長が行う避難準備高齢者等避難開始情報、避難勧告及び避難指示を適切に発令できるよう平成24年10月には、避難情報の判断伝達マニュアルというものを作成しました。本年の3月には内閣府の避難勧告等に関するガイドラインの改定及び水防法の一部改正を受けまして、これに沿ったマニュアルの見直しを行っております。そして、町のホームページでも公開しています。これらのマニュアルや計画に基づき、災害発生時、また災害が発生する前からの準備を含めた対応をしております。しかしながら、この計画マニュアルは、現時点における知見に基づき作成しているものでありますので、今後の運用実態や新たな事実、知見、また温暖化などによる極端な気象現象の変化を踏まえながら、適宜見直しを行っていく必要はあるものと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

○議長（小井土哲雄君） 古越議員。

○4番（古越雄一郎君） 私も、前にもうちょっと質問の中でも触れたと思いますが、災害対策マニュアル、これを国も県もそれぞれの自治体も、とても立派な内容で、つくられていると思います。それと同時に、内容については、意外と予防面は薄く、災害が発生してからの後の始末についてのマニュアルがかなり強くいろんな組織の面、やるべきこととはうたわれているように感じております。ハード面については非常にしっかりしているわけですが、町でも定期的に先日も行いましたけども、総合防災訓練ですか、大勢の皆さんに協力していただいて、行ったわけですが、今の時代、昔と違って、今の私たちも含めてそうなんですけれども、意外ともものに頼る、機械に頼る、自分でやらないで、全てを押しした何だか済んでしまう。見ればわかるというような内容の中で育ってきておりますので、自分でやろうとか、自分で守ろうとかっていう、その自分の力、そういったものが失われておまして、何か事あるごとに問題があるとすぐ上に上げて、何とかしろ、こうやってこうしろとかっていう、全く協働精神がなかったり、自分で自力で頑張るって努力するというのが薄れている、その人間になっているのかなというのを僕、個人的には感じてお

ります。

そういった面で、立派なものをつくって、下へ浸透させようとしても、下の人たちがなかなか理解できていないと。ですから、前もちょっと触れたんですけどもマニュアルについて、防災マニュアルの予防については、それぞれの分野に合った、例えば個人では何をするか、あるいは家族ではどうするか、子どもは何をするか、それぞれ小さいながらも自分を守る、こういったときにはこうするんだよという日々のそういった指導、教育、しつけ、習慣、こういったものが今薄れていますので、せっかくだらなくつくったものが宝の持ち腐れではありませんけれども、意外と下まで浸透しないで、いざというときには非常に混乱が出ていると。ですから、ことしもそうですけれども、全国各地でおきている災害の状況を見ると、被害の大きいところの人たちは必ず、全国各地で起きている災害の状況を見ると、被害の大きいところの人たちは、80年生きてきたけどこんなことは初めてだ、まさかうちに限って、こういうところがすごく多いと思います。意外と少ないところというのは、完全に例えば過疎化して、どうにもなくなって、私たちもお互いに手をつながなければ生きていけないという人たちは、隣のうちのおじいさんがどこにいる、何が要るってどこまでお互いに知り合って、助け合う、そういった中での連携が取れていますので、意外とことが起こったときの対応ってのがうまくできると。ですから、常に被災地の多いところの訓練を見て、テレビ等で見ますけれども、小さな子どもから障害者から年寄りまで全員が出てきて、山へ登っていく訓練を見ますけれども、御代田町の場合ですと、案内でも来ましたが、都合のいい方は出席してくださいって通知の中でやっていたら、訓練にならんじゃないのかなというような感じもありますので、そういった面でのソフト面で、やっぱし、家庭あるいは学校、いろんな施設、地域でもそうですけれども、そういったところへ町として、自分たちで築き上げた小さなコミュニケーションですか、そういった対策も考えるような、種をまくようなことを私はお願いしたいと思うんですが、その辺についていかがお考えでしょうか。

○議長（小井土哲雄君） 荻原総務課長。

○総務課長（荻原 浩君） お答えいたします。

古越議員おっしゃいますとおり、全ての自然災害をインフラ整備などのハードだけでそういうことはできません。さまざまなシステムやおっしゃいますとおりソフ

ト対策での防災対策が必要でありまして、特に熊本の地震の時以降、自主防災組織、地域での防災力というようなものが重要視されてきているところでございます。

1つ、町のシステム、予防面でのシステムといたしまして、昨年度独自に土石流の予兆システムというものを導入しております。現在、それを運用しているところですが、このシステムは、省庁のデータを活用して、これまでの降雨量などを参考として、土石流発生の確立を統計的に数値化するもので、毎年5月から10月までの6カ月間を運用機関としています。土石流が発生した場合に、広範囲に及ぶ被害が予測されている地域を含め、町内4カ所の降雨状況と予兆などが確認できるもので、避難情報発表のための判断手段の1つとしているところです。ただこれがやっぱり万能ではございません。ソフト対策の自主防災組織等の設立をずっと各区、全区で設立していただけないかというような取り組みを進めているところでして、三ツ谷区では、昨年度、県の支援を受けまして、住民主導型の警戒避難体制構築事業というものを展開しています。これは、自分たちが住む地域内の土砂災害などの危険箇所を、過去の経験や言い伝えなどから把握することから始まりまして、地域独自の具体的な避難方法を住民みずからが考えて、いざというときに警戒避難体制を地域住民みずからが実施することにより、災害犠牲者をゼロにするための取り組みでございます。報道等ですと、よく自主避難ですとか、自主的に避難所へ避難しているというようなのがこれに当たるかと思えます。地域における住民主導の災害対応計画といえるものでございます。

今後も、地域を中心とした住民主導の避難態勢の構築については、土砂災害のみならず、地震、火災、火山災害など、各種の災害に関するその地域の特性を誰よりもよく知っている地域の皆様と町との協働によりまして、自主防災組織の立ち上げ及び設立後の支援など、町内全区に広げていくような取り組みを続けていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（小井土哲雄君） 古越雄一郎議員。

○4番（古越雄一郎君） 非常に前向きなコメントで、ありがたく思っております。ことわざにもありましたけれども、備えあれば憂いなし、一生懸命備えておけば、何か事が起こっても、ぐれたり落ち込んだりすることはないと、もっと頑張ろうという気持ちになるということわざだと思います。なかなかやっばし人間というものは、余りにも便利になり過ぎたために、逆に人間関係、いろんな面においても、不便な

面の弊害というのはたくさん出てきていると思います。やっぱり一番は、地域、身近なところから、けんかをして何してもいいけれども、いざというときにはお互いに協調して手を結んで、みんなで頑張ろうという気持ちが必要かなと、個人主義が進んだ中で、いろんな情報を流しても、なかなか伝わらない時代、大変な仕事かと思えますけども、小さいながらもまた私たち今まで言った経験とか、そういったものを踏まえながら、一生懸命そういった面について皆さんと頑張っていけたらと思います。

続きまして、温暖化に関する関係で、もう1点ですが、ことしは、春からの異常とも言える高温により、遊休農地だけでなく、耕作地も雑草に占拠され、農地沿いの道路の通行の不具合が非常に多く散見されます。高齢化、人手不足、それとことしは特に夏場の向暑でなかなか作業が進まないといったなかなか管理の行き届かなかったというのが実情だと思います。各地区では、従来より、春、秋の2回道路普請ということで、周辺のやっばし道路が管理、いろんなものが行われております。これについては町のほうからもいろんな補助、指導はいただきながら、従来どおりいききしてきたわけですが、最近の状況を見るとやっぱり人手不足、あるいは管理者のなかなかな問題、遊休地もある関係で、なかなかできない部分もあるので、特にことしの場合は、夏場、ほとんど草の伸びが約占拠されて、道路も半分しか使えないとか、あるいは、場合によっては、農家の皆さんも畑の中、キャベツ畑で蚊だらけで、その草の置き場がなく、道路に投げ出して、道路が狭いとそういったことも踏まえると、夏場を見ますと、夏にもやはりみんなでやろうって、やっばしその辺の道路整備ですか、そういったものもしていけないと、やっばしいろんな交通の不具合も出たり、場合によっては高齢化の中で、見えないために事故が起きたりとかということもあると思いますので、この辺について、町として、また農地の管理、いろんな責任でやっておられる、農業委員会としても、各種の状況をチェックして、それぞれの地域、あるいは個人に対しても、管理、指導の対応支援が必要かと思えますけども、そういった点についていかがお考えでしょうか。

○議長（小井土哲雄君） 大井産業経済課長。

（産業経済課長 大井正彦君 登壇）

○産業経済課長（大井政彦君） お答えいたします。

道路普請や地区の草刈り、まずそのことについてお答えいたします。毎年の事

業として、古くから共同で各区で行われているということですが、この各区の実情にそった形に変換しながら、現在に引き継がれていると道路普請や草刈りの作業回数は地区によって異なっているのですが、地域の生活や生産に密着した共同作業として行われてきているところがございます。ことしは非常に長期間猛暑が続いたということで、農作業についても、非常に大変な思いをしているということは、私どもも実感しているところがございます。区の役員さんが中心となって、日時やその作業に当たる場所、内容なども決めておられるようですので、町からは作業開始の要望だとか、回数の方は一切関与していないわけですが、例年より本当に作業回数が増えてきているということから、回数、内容をもう少し区のほうで見直していただいて、支障がない場所であれば、除草剤の使用などもやむを得ないかななどと考えておるところでございます。この崇高な精神に基づく伝統作業となりますと、町にとっても貴重な取り組みとなっておりますので、今後もよろしくお願ひしたいと思います。あとは、農業委員会等の町の対応につきましては、病害虫の発生、樹木の越境による木障、あと不適切な農作業等についての苦情の受けつけにより、現地調査を実施しております。支障がある場合は、口頭、文書等で保全管理のお願いを実施しておるところでございます。また、農地法第44条の規定によりまして、措置メールというものは、営農条件に支障が出ている場合に限定されておりまして、それ以外は措置メールを出すことはできません。さらに、各地区の農業委員が毎年実施する農地利用状況調査、いわゆる農地パトロールでございますが、新規に遊休農地等を発覚した農地の所有者等に対しては、所有地が遊休農地となっている旨の通知と、今後の農地利用の意向を確認する農地利用意向調査を郵送により実施しているところでございます。そのほかの農地の保全管理の依頼、管理できない農地の貸借の促進についても、広報誌やまゆりで掲載して啓発活動を行っているところでございます。労力不足で管理できない農地は放っておくと荒廃してしまい、荒廃した農地を復元するには、多大な労力と費用が必要になります。農業委員会では、農地の貸し手を募集しております。農地を貸したい方、保全管理が困難な方、将来耕作者がいなくなる、農地がある、また農地の樹木や雑草がはみ出て周辺道路の通行や農地の耕作に支障を来すなどとお困りの場合には、気軽に農業委員会まで御相談いただきたいと思いますというふうに思います。

以上です。

○議長（小井土哲雄君） 古越雄一郎議員。

○4番（古越雄一郎君） ありがとうございます。私も不勉強で、なかなか農業委員会の役割、農業委員の役割、そういったものをよく知りませんでした。また、地域にも農業委員がいるんですけど、そういった問題で、人手不足、高齢化でなくても、元気なうちでも荒れているところは荒れているわけですよ。いろんな問題で。ところがそれをやっぱし周りの人たちが苦情を上げるのは、地域の区の役員、そういったところで個人的に言うてくるわけですが、昔と違ってなかなかその辺の地区の役員の権限、いろんなコミュニケーションが薄れていて、言ったりするとけんかになったり、いろんなあれで嫌だからということで、当たり障りなく、見て見ぬふりの形でしか対応できないといった中において、やっぱし農業委員会の責任として、そういった行き届かない管理のものについては農業委員会できっちり指導するという責任と権限の明確化がわかれば、そういった面での処理によって、運行できるんですが、また勝手に僕らが行ってここ邪魔だからって切ったりすると、人んちのところをいじるなどか、そういったこじれた問題も出る、非常に嫌な時代になってきているものですから、その辺を踏まえて、ぜひまた農業委員会、その他いろんな面での役割のあり方とかを、やっぱし一般町民の皆さんもわかるような形で告示したり、やっていただくと同時に、農業委員会も定期的にこういう点検をやっていますよというようなことも町民に知らしめていくことも必要だと考えております。そんなことでいろんなで御協力またお願いしたいと思います。

次の質問に移りたいと思います。

2番目ですが、茂木町長の現状認識と今後の見解についてということで、この質問につきましては、私は議員になって、ちょうど1年を過ぎようとしております。全く不勉強と、自分の今までやってきた、違う行政関係のところに、全く素人で、行政用語もわからない、内容もわからない、見るもの聞くもの全てがクエスチョンマークということで、非常にストレスが溜まっている1年でありました。これから、いろんな形で勉強、前向きに現役生涯学習をもとにこれから、おくれればせながら勉強しながら皆さんについてきたいと思いますが、今回は、町長への質問でございます。いけいけどんどん高度経済成長期も終わり、下降線に入った厳しい社会経済状況下で、町民の信認を3回受け、頑張っておられる茂木町長にお尋ねします。

11年6カ月間の行政運営において、実績と反省等を踏まえての町長自身の自己

評価率というものがお聞きできますでしょうか。

○議長（小井土哲雄君） 茂木町長。

（町長 茂木祐司君 登壇）

○町長（茂木祐司君） お答えさせていただきます。

11年6カ月の実績というお話ですが、今後質問いただいて、この茂木祐司という人間が町民から何を付託された町長なのかと、果たすべき役割は何なのか、原点に返って11年6カ月というものをちょっと振り返って、実績も検証してみたいと思います。私としては、11年6カ月掲げてきた目標としては、住んでみたくなる魅力あるまちづくりということで、3本柱の目標を掲げました。1つは豊かな自然環境のまちということ、2つ目には子育てしやすい町、3つ目には健康で安心して暮らせる町、これが11年6カ月間掲げ続けた目標です。私に付託された役割としては5つの役割があるというふうに考えています。

1つ目の役割は、御代田町の発展の上で大きな障害物となっておりました同和事業を廃止させたということでありまして、また将来にわたってこの同和事業の復活の芽を完全に除去することが、私に課せられた、歴史的な使命だという認識を持っています。

2つ目に、私に課せられた役割は、合併せずに自立の道を選択した御代田町が、進むべき方向性を明確にしていくことにあると考えています。これまでの12年間私が努力してきたことは、近隣の市町村などとの友好な関係の構築をもとにしたまちの事業の推進ということにあります。

市町村との関係ということでは、特に前町政のもとでは、最悪の関係にあった佐久市との関係を改善させるということにありました。私は、御代田町が将来にわたって発展する上で、町が行うさまざまな事業を広域的な視点で取り組むことによって、町の財政的な負担を軽減し、町民益に答えることができるものと考えています。その意味で、佐久広域連合長である佐久市長との友好な関係づくりは重要な課題というふうに考えています。佐久市を中心とした新クリーンセンターの建設につきましては、長期間にわたって地元の皆様に多大な御負担をおかけする結果となってしまい、大変申しわけなく感じております。しかし、長期的な視野で見ますと、広域的なごみ処理の枠組みに御代田町が参加したことによって、将来に向けて経費的にも軽減できるほか、安定したごみ処理が可能となりました。これまで町では、さま

ざまな方々の支援をいただいで事業を進めることができたということでもあります。例えば、新しい中学校建設の際には、当時の寺島県議に手配をいただいで、民主党関係者の御尽力をいただく中で、予定を上回る補助金も受けることができて、中学校の建設も計画通り完成することができました。役場新庁舎の建設に当たりましては、藤原、川上村長、また全国町村会にお口添えをいただきまして、新たな法律のもとでの財政的な支援も受けることができました。さらに世代間交流センターは、南信地方の県会議員の方から情報をいただき、当時蓑輪町にお力添えをいただきまして、厚生労働省にも職員の派遣を受け入れていただいた結果、3億5,000万円ほどの厚生労働省からの交付金を受けて事業を進めることができました。企業誘致につきましては、長野県の交通事務所で町職員を受け入れていただきまして、首都圏から3つの会社の企業誘致を実現することができました。

以上紹介しましたように、この間の町の事業の推進にとって、市長村や関係機関などとの友好的な関係づくりが極めて重要な課題だったということを実感しております。

3つ目の役割は健康なまちづくりを推進するということでした。12年前の御代田町は、国保税は長野県で一番高く、介護保険料は2番目に高いという最悪の状態にありました。

これを改善させるために、1つは、町民の健康増進に取り組みました。保健師などの体制を増やして、健診受診率の改善、個別の保健指導や相談活動の強化などに取り組むとともに、生活習慣病の予防対策として、健康ウォーキングの推奨とウォーキングプールの普及を進めました。こうした長期にわたる地道な活動の積み重ねによって、ようやく国保税につきましても、来年度に向けて見直しが可能な状況まで改善させることができたと考えています。

2つ目は、介護予防活動の強化です。これは、はつらっさ一ポーターを中心とした介護予防教室の町内5カ所での開催を主な活動とする取り組みですが、ようやく12年目で目に見える生活になりました。介護認定率の大幅な改善と介護料の引き下げということでもあります。引き続き健康で安心して暮らせるまちづくりは行政としての基本ですので、取り組みを強めていかなければなりません。

4つ目の役割としましては、町の将来に向けて地域経済の力をつけていくということです。つまり民間の力、企業の力によるまちづくりです。この点では、まず有

力な町内企業であります当時のミネベアやシチズン関連企業に対する企業顧問から始めました。最初は、これまで訪問してこなかった町長が訪ねてくるというので、企業の側も身構えたようですが、私としましては、企業の要望などを聞かせていただいて支援したいという趣旨の説明をして安心をしていただき、それからは企業との交流は格段に発展し、深まってきました。シチズン時計が佐久市に移転するという苦い経験もありましたが、この間、千葉県の株式会社エリアデザインが昨年からは操業を開始し、地元からの雇用を進めて事業を拡大しております。東京に本社のある株式会社アマナは、旧メルシャン跡地を活用して、ことしから浅間国際フォトフェスティバルを御代田町と共催という形で開催しています。私の感想としては、さすがにこの業界でナンバーワンを誇る企業だという感じです。小さなお子さんから年齢を問わず楽しんでいただいておりますし、この業界関係者などからも高い評価をいただいております。来年からはフェスティバルに加えて御代田写真美術館をアマナが開館する計画ですが、これから乗り越えなければならない課題は数多くあるわけですが、将来の事業展開が見えてくる、町の姿が見えてくる事業となると感じています。

株式会社平松が高級レストランを都内を中心に展開している有名企業ですが、平松によるリゾートホテル計画は、星空が見える静かな空間ということで、御代田町の自然環境が企業としては最適な場所だということです。近々建設工事が始まり、2年後のオープンを目指して事業を始めることとなります。また、新國製粉の第2工場の建設工事も進んでいます。町ではこうした企業誘致と町内企業が計画する新たな滋養展開に対する支援のために、企業訪問を繰り返し、情報収集に努めて取り組んできた成果がようやく芽を出しつつあると感じています。

私の5つ目の役割は、子育て支援対策の抜本的強化にありました。私が議員時代を含めて子育て支援の重要な柱として掲げていたのは、子ども医療費の無料化制度の充実ということにありました。これは経済的な理由で子どもが病気になったときに病院に行けなかったり、治療を控えるようなことがあってはならない、ということで、対象となる年齢の引き上げなど、充実に向けて取り組んでいきました。ようやく対象年齢18歳まで引き上げることができました。

もう一つは、共働き家庭の子育て世代が安心して働くことができる体制の強化ということです。これにはまず増加している未満児の受け入れ態勢を充実させること

が必要でした。全ての希望者を公立保育園で受け入れすることは不可能ですから、民間の力が必要でした。杉の子幼稚園の計画した未満児保育のための附属保育園、つくしんぼの開設に向けた支援、また、たんぽぽ保育園の施設改修を支援して未満児の受け入れ定員を増やしていただきました。西軽井沢の住宅を活用した小規模保育事業所おひさまも運営が始まっています。しかしまだまだ不足することが心配されますので、引き続きこの課題に取り組まなければなりません。

もう一つ安心して働くことができる環境の整備としては、小学校の放課後や長期休暇のときに子度たちを受け入れることができる児童館の定員の拡大です。これには、大林児童館は増設し、東原児童館は新しく建てかえました。これによりまして、小学校6年生までの受け入れが可能となりました。これまで保育料の値下げなども行ってきましたが、移住定住対策という面からも、子育て支援をさらに充実させていかなければなりません。

以上が私が11年6カ月間の間追求し続けてきた課題でありますけども、現在、ただいま評価ということで、言われましたけども、企業誘致にしても、浅間フォトフェスティバルにしても、浅間国際フォトフェスティバルにしても、平松の誘致などなど、また介護予防活動につきましても、まだ始まったばかりの変化であって、これが実るかどうかというのは今後の努力いかにかかっているものと考えています。その一歩を踏み出したということでありまして、また、このこうした取り組みを評価できるというレベルにはないかと思えます。今後の取り組みが重要だということで、評価については差し控えさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（小井土哲雄君） 古越雄一郎議員。

○4番（古越雄一郎君） ありがとうございます。私もそうなんですけれども、なかなか今の苦しい時代、それぞれの自治体が苦しみ、悩んでいるんな形で下降線をたどって、にっちもさっちもいかず、合併、そういった問題でいるんですけども、今お話を聞きまして、御代田町は本当に順調に来ているなと首長を中心に、職員の皆様頑張っていて、これだけ築いているということはすばらしいと思いますが、残念ながら、灯台もと暗しで、ここにいると、できて当たり前なんだ、あれができてなんなんだ、こんなことはどこでもやっているんだという感覚が意外と外に目が行き届かなくて、努力してやったことがなかなか町民の目に映らないというのがちょっと残念だなと。私も、町長に関しては、今まで聞いていると、今までのあれだと、屋根

のない病院と日本一のレタスぐらいしか頭になかったんですけども、そういった面で非常にこういったあれを私も議員として少しでもこれから少しでも勉強して、頑張っていくためには、議員生活長年やっておられた、あるいは町長として、組長としてやっておられた時遅しってこともないんですけど、頑張って参考にしていきたいと思えます。

次に、現状、非常に順調に進んでおられるかと思いますが、支障なく円滑に推進できる環境にあるかと思えますけれども、現時点で、何か、首長、あるいは行政面で、ちょっと不十分な分野、何か欠けてる、キャパとか、人材とか、いろんな設備とかあるんですが、こういったものがちょっと必要かなというようなことを、ありましたら、教えていただけますか。

○議長（小井土哲雄君） 茂木町長。

○町長（茂木祐司君） 大変申しわけありません。首長の成果実績ということでありまして、いいことばかりをいうというのが通例でありまして、決して順調に行っているというわけではありません。なかなか難しい問題も抱えている中で、何とか新しい事業にも取り組んできた、職員と一緒に力を合わせて取り組んできたということでありまして、順風満帆であるとか、順調に行っていることではありません。どこの自治体も今日本中の、東京都を除いてなんでしょうか、都市を除いて、やっぱり地方の町村はどこも苦しい思いで何とか乗り越えていこうというところでありまして、御代田町も例外ではありません。今、我々が、何が一番障害となっているか、ということについて言えば、1番は国による交付金や補助金の動向ということにあります。たとえば、国においては福祉の関係の事業を、補助金始める、しかし、3年ぐらいたつと打ち切ってしまう。そうすると、町としてはそれを打ち切れれば福祉の後退ということになって、町独自でも何とか努力してやらなければいけないというような、そういうようなこともありまして、国による事業というものが今後どうなっていくのか、そこを見定めることが非常に難しいと思えます。ですから、国による有利ないろんな事業というものを何でも取り上げていくというふうにする。そこら辺はよく見ていく必要があると思えますが、特に道路や建設関係につきましては、公金、補助金については、非常に流動的ですので、その状況を見ながら、事業を取捨選択して、交付率が低ければ絞る、翌年度移していくというような、そういうことが1つあります。もう一つ職員の確保ということにあるかというふうにも思えます。

具体的には今例えば保育園の保育士不足ということがやはり続いております。なかなか全国的にも保育士が3Kと呼ばれていまして、帰れない、きつい、給料が安いというような保育士の現状で、どこの自治体絵も保育士の確保には非常にくろうしていますけども御代田町おきましも、やはり保育士の確保ということことには非常に苦労しております。安定した状況にはないということになります。また、保健師などにつきましても、なかなか市とかでありますと、応募してもやっぱり小さい町とか山村の村とか、そういうところなんかは、なかなか、保健師が、よっぽど待遇よくしないと確保できないというようなことがありますて、こうした専門職の確保というものが非常に難しい。これどこでも同じなんですけども、こんな点が苦労している点かなというふうに思っています。

以上です。

○議長（小井土哲雄君） 古越雄一郎議員。

○4番（古越雄一郎君） 私も、ちょっともう1点、困っている分野とか、聞いたかったのは、前にもちょっといろんな形で、先ほどもありましたけれども、職員の数が非常に少ないということがありましたが、これは、たしか削る削るはいいと。ミツバチもそうですけど、働き蜂が少なくなったら、対応ができなくなると。ほかの人に負担がかかると。それによって、またいろんなほかの人たちがストレスがたまったり、いろんな体調を崩したりということがあってはならないので、やっぱり万全の体制でいい仕事ができるような人事体制、あるいはまたその人に合った仕事、適材適所、こういったものもしっかりとつかんでやるのが、町民の理解を得る中で、こうしないとこうなんですということをはっきりしておかないと、負担がかかると弊害も出ますので、そういった面も踏まえながら、やっぱりその辺の構築、こういったものは、一番人が大切ですので、働き蜂をしっかりと自由に、好きに頑張っ、いい仕事ができるような仕組みをつくっていただけたら、町もどんどんまたよくなるかなという感じがします。

3番目、最後になりますけれども、今後の、今までの町長の長年の豊富な経験から、町の将来像についての見解、特に重点的にこれから推進していかなくてはいけないプロジェクト、短期的な問題と長期的な問題について、茂木町長がやる、やらないは別にして、やっぱり町として、誰がやっても、これからはこういうことをしていかなければ、長い目を見たときに、10年後、15年後、これから先々の繁栄

は難しいなということで、その辺での、長い経験からの、こうすべきだというようなプロジェクトがありましたら、お教え願いたいと思います。

○議長（小井土哲雄君） 茂木町長。

○町長（茂木祐司君） お答えいたします。

御代田町の、ほかの町にはない有利な点は何なのかという、きっとそういうことをいかに政策に生かしていくかということであると考えています。御代田町の特徴としては、まず、極めて優良な企業があるということ。それから、それだけでなく、高原野菜を中心とする農業では、全国的にも有名な産地になっている。この2本の柱がバランスがとれているということにあるかと思います。ですから、企業だけをやっていけば、この町は発展するののかといえば、そうではなくて、やっぱりきちんと農業にも目を向けていくということなのかと思います。そして、地域の経済の柱をしっかりとさせていくということにあるかと思っています。

それから、この町の特徴は、軽井沢、佐久市、小諸市に接している小さな町、非常に大きな市と有名な町の間にはさまれている町です。そういう町の立地条件、それをやはり生かすということなんだと思いますね。3つの市と町に接していて、そうした市や町と敵対関係になったら、この町はきっと生きていくことはできないのだと思います。いろんな問題で必ずつながっている、人間関係もつながっている町です。佐久市、軽井沢、小諸とは友好的な関係というものをきっと重視しないと、この町は生きていられないというふうに思います。

それから、高速交通網——高速道路、新幹線などの利便性に恵まれているということで、こうした利便性をどのように町の発展に生かしていくか、宣伝に使っていくかということだと思います。

中でも、私がこの間、企業誘致ですとか、移住・定住、そうした課題に取り組んでいく中で、この町が絶対にゆがめてはいけないものが、自然環境を守ることだと思います。豊かな自然環境、美しい景観を求めて、これまでの企業誘致につきましても、こういう環境、こういう景観を求めて企業が来ています。こういう環境、こういう景観を求めて人が移り住んでいます。ですから、この町が軽井沢町でもなく、佐久市でもなく、小諸市でもなく、他の自治体と大きな違いは、過去において、諸先輩の皆さんがいろんなリゾート開発計画だとか、米軍による浅間演習地計画だとか、その前でいくと、血の池の製鉄所計画とか、そういう町の自然環境が

破壊される危険性があるいろんなことがあった中で、この町の人たちはそういう計画に反対して、きちんと浅間山麓の美しい自然環境というものを保全してきたという、ここにこの町の発展の原動力があったかと思います。血の池のところに製鉄所がもし戦争の時代にできたら、あそこはもうどうなっていたら、米軍の演習場ができれば、どうなっていたか、リゾート開発計画ができていたら、この町はどうなっていたのかということです。ですから、やはりこの町は、私は屋根のない病院ということを言っていますが、町の自然環境そのものが健康を維持する役割を持っている、そういう町であってほしい。それから、やっぱり美しい自然環境というものは、美しい景観というものは、都会から来た人で、例えばリウマチであった人が治ったという方がいまして、都会ではストレスを感じる環境にあって、自然環境のいいところということでこちらに移り住んで、ストレスを感じないということですよ、そのことによって、例えばリウマチが治ったとか、いろんなそういう方が大勢見えていますけども。ですから、こうした屋根のない病院と言われるような自然環境というものをきちんと保持した中で、それに合った企業誘致であったり、事業展開であったりというものを考えていくということが御代田町の今後の強みになるだろうと思います。

なお、御代田町は、この間の人口推計では30年後で長野県内では唯一、人口減少率が一番低い町という人口推計が出されました。こうしたものを活用して、減少率が一番低い町ではなくて、人口を増やす町、1つぐらい長野県にも人口が増える町があってもいいのではないかと思います。そういう役割を御代田町はきっと背負っているのだなというふうに思っています。

以上です。

○議長（小井土哲雄君） 古越雄一郎議員。

○4番（古越雄一郎君） 町長、いろいろと難しい問題ではありましたが、参考にしていただいている、頑張っていきたいと思います。私も仕事の関係で東京とかいろいろ行って、仕事で東京駅に降りた瞬間に「ああ、帰りたいな」という、やっぱり帰巢本能じゃないんですが、「御代田っていいな」と。ほかででも住んでいましたけども、「ああ、御代田行きたいな」と、「帰りたいな」と、そういう、今小さな子どもたちもいろんな形でこれから巣立っていきますけども、やっぱりそういった「ああ、御代田っていいな」、「帰りたいな」、「御代田はこうだな」という郷土

愛が持てるようないろいろな体験をさせて、また、温かいコミュニケーションの場ができるような形で世代をつなげていけたらうれしいなと思います。そんなことで、これからも私も勉強を一生懸命しますので、皆さんの御指導と御協力をお願いしたいと思います。

以上をもちまして、質問を終わります。

○議長（小井土哲雄君） 以上で、通告9番、古越雄一郎議員の通告の全てを終了します。

以上をもちまして、一般通告質問の全てを終了します。

本日は、これにて散会します。お疲れさまでした。

散 会 午後 3時09分